

別添 1

高速自動車国道北海道縦貫自動車道
函館名寄線等に関する協定

高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定の一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と東日本高速道路株式会社は、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付けで締結した「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

第4条中「別紙1-190」を「別紙1-191」に改める。

第5条中「別紙1-190」を「別紙1-191」に改める。

第11条中「平成72年1月6日」を「平成72年3月8日」に改める。

第14条中「別紙1-190」を「別紙1-191」に改める。

別紙1-4、別紙1-9から別紙1-12、別紙1-15から別紙1-17、別紙1-26、別紙1-29から別紙1-31、別紙1-34、別紙1-36、別紙1-37、別紙1-42、別紙1-56から別紙1-58、別紙1-61、別紙1-64、別紙1-65、別紙1-69、別紙1-73、別紙1-75、別紙1-76、別紙1-80、別紙1-86、別紙1-90、別紙1-95、別紙1-96、別紙1-98、別紙1-99、別紙1-104、別紙1-106から別紙1-108、別紙1-130、別紙1-149から別紙1-152、別紙1-154から別紙1-157、別紙1-159、別紙1-161から別紙1-190を次のとおり改める。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(北海道余市郡余市町登町から北海道小樽市新光町まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 北海道余市郡余市町登町 から
北海道小樽市新光町 まで

(ロ) 延 長 23.3 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
北海道余市郡余市町登町 から 北海道小樽市新光町 まで	100	23.3	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
北海道余市郡余市町登町 から 北海道小樽市新光町 まで	2車線	4車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	1.25×2	2.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- － メートル (土工部)
- － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道5号 道道登余市停車場線	北海道余市郡 余市町登町	平面接続	余市インターチェンジ
道道小樽西インター線	北海道小樽市 塩谷	立体接続	小樽塩谷インターチェンジ

(4) 工事予算

117,279 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日 平成 18年 4月 19日
②工事の完成予定年月日 平成 31年 3月 31日

※ 小樽ジャンクション小樽方面から余市方面へのランプの工事の着手及び完成の予定年月日は、本線部の進捗状況を踏まえ、別途定めるものとする。

※ 小樽ジャンクション余市方面から小樽方面へのランプの完成の予定年月日は、本線部と同時とし、上記②とする。

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

129,558百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 127,400百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東北中央自動車道相馬尾花沢線

(山形県東置賜郡高畠町大字深沼から山形県上山市金瓶まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北中央自動車道相馬尾花沢線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 山形県東置賜郡高畠町大字深沼 から
山形県上山市金瓶 まで

(ロ) 延 長 24.4 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
山形県東置賜郡 高畠町大字深沼 から 山形県上山市金瓶 まで	100	24.4	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245 kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50 メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
山形県東置賜郡 高畠町大字深沼 から 山形県上山市金瓶 まで	2車線	4車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	1.25×2	2.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- メートル (土工部)
- メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道13号 (米沢南陽道路)	山形県東置賜郡 高畠町大字深沼	平面接続	本線
一般国道13号	山形県東置賜郡 高畠町大字深沼	立体接続	南陽高畠インターチェンジ
一般国道13号	山形県上山市藤吾	立体接続	かみのやま温泉インターチェンジ
一般国道13号	山形県上山市金瓶	立体接続	山形上山インターチェンジ

(4) 工事予算

123,889 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 18 年 4 月 19 日

②工事の完成予定年月日 平成 31 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

134, 310 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 131, 207 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

常磐自動車道

(福島県双葉郡富岡町大字上手岡から福島県相馬市粟津まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 福島県双葉郡富岡町大字上手岡 から
福島県相馬市粟津 まで

(ロ) 延 長 47.1 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
福島県双葉郡 富岡町大字上手岡 から 福島県相馬市 粟津 まで	100	47.1	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
福島県双葉郡 富岡町大字上手岡 から 福島県相馬市 粟津 まで	2車線	4車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	1.25×2	2.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- － メートル (土工部)
- － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道 小野富岡線	福島県双葉郡 富岡町大字上手岡	立体接続	常磐富岡インターチェンジ
一般国道114号	福島県双葉郡 浪江町大字室原	立体接続	浪江インターチェンジ
県道 原町川俣線	福島県南相馬市 原町区	立体接続	南相馬インターチェンジ
一般国道115号	福島県相馬市 粟津	立体接続	相馬インターチェンジ

(4) 工事予算

115,154 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成 10 年 4 月 17 日	
②工事の完成予定年月日	平成 24 年 4 月 8 日	(南相馬～相馬供用開始)
	平成 26 年 12 月 6 日	(浪江～南相馬供用開始)
	平成 27 年 3 月 1 日	(常磐富岡～浪江供用開始)
	平成 31 年 3 月 30 日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

108,361 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 108,361百万円)(消費税込み)

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故における原子力損害により、工事に要する費用への影響が確認された場合は、必要な措置を相互に確認し、対処するものとする。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

常磐自動車道

(福島県相馬市粟津から福島県相馬郡新地町駒ヶ嶺まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 福島県相馬市粟津 から
福島県相馬郡新地町駒ヶ嶺 まで

(ロ) 延 長 8.5 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福島県相馬市 粟津 から 福島県相馬郡 新地町駒ヶ嶺 まで	100	8.5	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
福島県相馬市 粟津 から 福島県相馬郡 新地町駒ヶ嶺 まで	2車線	4車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- － メートル (土工部)
- － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道115号	福島県相馬市 粟津	立体接続	相馬インターチェンジ
一般国道113号	福島県相馬郡 新地町駒ヶ嶺	立体接続	新地インターチェンジ

(4) 工事予算

19,436 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | |
|-------------|------------------|---------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 11 年 1 月 8 日 | |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 26 年 12 月 6 日 | (供用開始) |
| | 平成 31 年 3 月 30 日 | (残事業完成) |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

20,683 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 20,683 百万円) (消費税込み)

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故における原子力損害により、工事に要する費用への影響が確認された場合は、必要な措置を相互に確認し、対処するものとする。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

常磐自動車道

(福島県相馬郡新地町駒ヶ嶺から宮城県亘理郡山元町大平まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 福島県相馬郡新地町駒ヶ嶺 から
宮城県亘理郡山元町大平 まで

(ロ) 延 長 14.8 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
福島県相馬郡 新地町駒ヶ嶺 から 宮城県亘理郡 山元町大平 まで	100	14.8	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
福島県相馬郡 新地町駒ヶ嶺 から 宮城県亘理郡 山元町大平 まで	2車線	4車線	

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- － メートル (土工部)
- － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道113号	福島県相馬郡 新地町駒ヶ嶺	立体接続	新地インターチェンジ
一般国道6号	宮城県亘理郡 山元町大平	立体接続	山元インターチェンジ

(4) 工事予算

40,325 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | |
|-------------|------------------|----------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 18 年 4 月 19 日 | |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 26 年 12 月 6 日 | (供用開始) |
| | 平成 28 年 4 月 1 日 | (一部供用開始) |
| | 平成 31 年 3 月 30 日 | (残事業完成) |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

46,213 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 46,213 百万円) (消費税込み)

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故における原子力損害により、工事に要する費用への影響が確認された場合は、必要な措置を相互に確認し、対処するものとする。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線

(埼玉県三郷市鷹野三丁目から千葉県松戸市三矢小台二丁目まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 埼玉県三郷市鷹野三丁目 から
千葉県松戸市三矢小台二丁目 まで

(ロ) 延 長 5.4 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
埼玉県三郷市鷹野三丁目 から 千葉県松戸市三矢小台二丁目 まで	80	5.4	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
埼玉県三郷市鷹野三丁目 から 千葉県松戸市三矢小台二丁目 まで	4車線	4車線	

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3.00 メートル (土工部)

3.00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道298号	埼玉県三郷市 鷹野三丁目	立体接続	三郷南インターチェンジ
一般国道298号	千葉県松戸市 三矢小台二丁目	立体接続	松戸インターチェンジ

(4) 工事予算

99,677 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|-----|----|-----|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 12年 | 1月 | 12日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 30年 | 6月 | 30日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

90,560 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 82,424 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線

(千葉県松戸市三矢小台二丁目から千葉県市川市高谷まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 千葉県松戸市三矢小台二丁目 から
千葉県市川市高谷 まで

(ロ) 延 長 10.1 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第3級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
千葉県松戸市 三矢小台二丁目 から 千葉県市川市高谷 まで	80	10.1	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
千葉県松戸市 三矢小台二丁目 から 千葉県市川市高谷 まで	4 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 － メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3.00 メートル (土工部)

3.00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道298号	千葉県松戸市 三矢小台二丁目	立体接続	松戸インターチェンジ
一般国道298号	千葉縣市川市 国分	立体接続	市川北インターチェンジ
一般国道298号	千葉縣市川市 平田	立体接続	市川中央インターチェンジ
一般国道14号 (京葉道路)	千葉縣市川市 稲荷木	立体接続	京葉ジャンクション
一般国道298号	千葉縣市川市 高谷	立体接続	市川南インターチェンジ
県道高速湾岸線	千葉縣市川市 高谷	立体接続	高谷ジャンクション
東関東自動車道	千葉縣市川市 高谷	立体接続	高谷ジャンクション

別 紙 1

(4) 工事予算

812, 544 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 8 日

②工事の完成予定年月日 平成 21 年 10 月 13 日 (京葉JCT施工に伴う京葉道路切替)

平成 28 年 2 月 25 日 (一部供用開始)

平成 30 年 6 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

748, 341 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 736, 340 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線

(茨城県鉾田市飯名から茨城県東茨城郡茨城町大字鳥羽田まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 茨城県銚田市飯名 から
茨城県東茨城郡茨城町大字鳥羽田 まで

(ロ) 延 長 8.8 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
茨城県銚田市飯名 から 茨城県東茨城郡茨城町 大字鳥羽田 まで	100	8.8	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
茨城県銚田市飯名 から 茨城県東茨城郡茨城町 大字鳥羽田 まで	2 車線	4 車線	

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- メートル(土工部)
- メートル(橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道銚田茨城線	茨城県銚田市 飯名	立体接続	銚田インターチェンジ
県道茨城鹿島線	茨城県東茨城郡 茨城町大字鳥羽田	立体接続	茨城空港北インターチェンジ

(4) 工事予算

26,524 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 8 日

②工事の完成予定年月日 平成 30 年 2 月 3 日 (銚田IC～茨城空港北IC 供用開始)

 平成 32 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

30,630 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 29,710 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

北海道縦貫自動車道函館名寄線(八雲PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道縦貫自動車道函館名寄線

(2) 工事の箇所

北海道二海郡八雲町

別 紙 1

(3) 工事予算

971 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 5 年 12 月 4 日

②工事の完成予定年月日 平成 21 年 10 月 10 日 (供用開始)

 平成 33 年 3 月 31 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 190 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 190 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

北海道縦貫自動車道函館名寄線(剣淵PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道縦貫自動車道函館名寄線

(2) 工事の箇所

北海道上川郡剣淵町

別 紙 1

(3) 工事予算

1,342 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 5年 12月 4日

②工事の完成予定年月日 平成 38年 3月 31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,731 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,656 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

北海道横断自動車道黒松内釧路線(銭函IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(2) 工事の箇所

北海道小樽市星野町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備考
道道銭函インター線	北海道小樽市 星野町	立体接続	銭函インターチェンジ

別 紙 1

(4) 工事予算

5,524 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 8 年 7 月 31 日

②工事の完成予定年月日 平成 31 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3,754 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 3,628 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

北海道横断自動車道黒松内釧路線(手稲IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(2) 工事の箇所

北海道札幌市手稲区富丘

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道手稲インター線	北海道札幌市 手稲区富丘	立体接続	手稲インターチェンジ

別 紙 1

(4) 工事予算

1,252 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 12 年 1 月 18 日

②工事の完成予定年月日 平成 31 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,515 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,462 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

**北海道横断自動車道黒松内北見線(本別JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内北見線

(2) 工事の箇所

北海道中川郡本別町勇足

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
北海道横断自動車道 黒松内釧路線	北海道中川郡 本別町勇足	立体接続	本別ジャンクション

別 紙 1

(4) 工事予算

1,384 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 5年 12月 4日

②工事の完成予定年月日 平成 38年 3月 31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,779 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,668 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

北海道横断自動車道黒松内北見線(足寄IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内北見線

(2) 工事の箇所

北海道足寄郡足寄町郊南

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道242号	北海道足寄郡 足寄町郊南	立体接続	足寄インターチェンジ
北海道横断自動車道 黒松内北見線	北海道足寄郡 足寄町郊南	平面接続	本線(新直轄)

別 紙 1

(4) 工事予算

1,148 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 5 年 12 月 4 日

②工事の完成予定年月日 平成 38 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,669 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,594 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東北縦貫自動車道弘前線

(東京都練馬区大泉町五丁目から埼玉県川口市赤芝新田まで)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道弘前線

(2) 工事の箇所

東京都練馬区大泉町五丁目 から
埼玉県川口市赤芝新田 まで

別 紙 1

(3) 工事予算

12,697 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 8 年 7 月 31 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

6,300 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 6,103 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東北縦貫自動車道弘前線(福島JCT)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道弘前線

(2) 工事の箇所

福島県福島市笹谷

別 紙 1

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
東北中央自動車道 相馬尾花沢線	福島県福島市笹谷	平面接続	福島ジャンクション

(4) 工事予算

8,462 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 18 年 4 月 19 日

②工事の完成予定年月日 平成 28 年 9 月 11 日 (供用開始)

平成 31 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

9,480 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 9,474 百万円) (消費税込み)

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故における原子力損害により、工事に要する費用への影響が確認された場合は、必要な措置を相互に確認し、対処するものとする。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

日本海沿岸東北自動車道(雄和PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

日本海沿岸東北自動車道

(2) 工事の箇所

秋田県秋田市

別 紙 1

(3) 工事予算

1, 289 百万円 (消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 10 年 4 月 30 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 424 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 364 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東北中央自動車道相馬尾花沢線(山形PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北中央自動車道相馬尾花沢線

(2) 工事の箇所

山形県山形市

(3) 工事予算

1,815 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 5 年 12 月 4 日

②工事の完成予定年月日 平成 31 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,364 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,321 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東北中央自動車道相馬尾花沢線

(山形県天童市大字大町から山形県東根市大字羽入まで)(改築)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北中央自動車道相馬尾花沢線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 山形県天童市大字大町 から
山形県東根市大字羽入 まで

(ロ) 延 長 1.7 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
山形県天童市 大字大町 から 山形県東根市 大字羽入 まで	100	1.7	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
山形県天童市 大字大町 から 山形県東根市 大字羽入 まで	4 車線	4 車線	付加車線事業

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50	2.50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50	2.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 中央帯の標準幅員

－ メートル

(チ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
国道287号	山形県東根市大字羽入	立体接続	東根インターチェンジ
東北中央自動車道相馬尾花沢線	山形県東根市大字羽入	平面接続	本線 (新直轄)

(4) 工事予算

3,763 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 5 年 12 月 4 日

②工事の完成予定年月日 平成 29 年 6 月 21 日 (供用開始)
 平成 31 年 3 月 30 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

4, 129 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 4, 007 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

関越自動車道新潟線

(埼玉県深谷市本田から群馬県渋川市八木原まで)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

関越自動車道 新潟線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

I	埼玉県深谷市本田	から
	埼玉県深谷市黒田	まで
II	埼玉県本庄市児玉町高関	から
	埼玉県児玉郡上里町大字嘉美	まで
III	群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田	から
	群馬県渋川市八木原	まで

(ロ) 延長

I	埼玉県深谷市本田	から	2.3	キロメートル
	埼玉県深谷市黒田	まで		
II	埼玉県本庄市児玉町高関	から	1.7	キロメートル
	埼玉県児玉郡上里町大字嘉美	まで		
III	群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田	から	1.8	キロメートル
	群馬県渋川市八木原	まで		

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第1級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間		設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
I	埼玉県深谷市本田	120	2.3	
	埼玉県深谷市黒田			
II	埼玉県本庄市児玉町高関	120	1.7	
	埼玉県児玉郡上里町大字嘉美			
III	群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田	120	1.8	
	群馬県渋川市八木原			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ニ) 車線の幅員 3.50メートル (ただし、I 埼玉県深谷市本田から埼玉県深谷市畠山までは3.00メートル(登坂車線))

(ホ) 車線数

設 計 区 間		工事施工		用地買収		摘 要
I	埼玉県深谷市本田 から	6	車線	6	車線	付加車線事業
	埼玉県深谷市黒田 まで					
II	埼玉県本庄市児玉町高関 から	6	車線	6	車線	付加車線事業
	埼玉県児玉郡上里町大字嘉美 まで					
III	群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田 から	4	車線	4	車線	付加車線事業
	群馬県渋川市八木原 まで					

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	I		II		III		摘 要
	左 側	計	左 側	計	左 側	計	
土工(掘割)部分	1.75	1.75	2.50	2.50	2.50	2.50	
トンネル部分	—	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75	1.75	—	—	2.50	2.50	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.50	1.50	2.50	2.50	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 － メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

 － メートル (土工部)

 － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
－	－	－	

(4) 工事予算

8,347 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	16年	6月	29日	
②工事の完成予定年月日	平成	22年	12月	17日	(本庄児玉IC 供用開始)
	平成	23年	3月	17日	(花園IC、渋川伊香保IC 供用開始)
	平成	31年	3月	30日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

9,697 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 8,549 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

常磐自動車道

(埼玉県川口市赤芝新田から埼玉県三郷市番匠免二丁目まで)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

埼玉県川口市赤芝新田 から
埼玉県三郷市番匠免二丁目 まで

(3) 工事予算

9,080 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 8 年 7 月 31 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,274 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2,205 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

常磐自動車道（八潮PA）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

埼玉県八潮市

(3) 工事予算

25,262 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 12 年 1 月 18 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

27,031 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 26,023 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

常磐自動車道(鳥の海PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

宮城県亶理郡亶理町

(3) 工事予算

1,079 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 16 年 6 月 29 日

②工事の完成予定年月日 平成 26 年 12 月 6 日 (供用開始)

平成 33 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,370 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,370 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線

(埼玉県三郷市番匠免二丁目から埼玉県三郷市鷹野三丁目まで)(二次改築)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

埼玉県三郷市番匠免二丁目 から
埼玉県三郷市鷹野三丁目 まで

(3) 工事予算

1,749 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 10 年 1 月 20 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,990 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,961 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線（三郷JCT(二次改築))に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

I	埼玉県三郷市天神
II	埼玉県三郷市天神 から 埼玉県三郷市上口 まで
III	埼玉県三郷市番匠免二丁目

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備考
常磐自動車道 一般国道298号 県道高速足立三郷線	埼玉県三郷市 番匠免二丁目	立体接続	三郷ジャンクション

別 紙 1

(4) 工事予算

19,740 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	12年	1月	12日	
②工事の完成予定年月日	平成	24年	9月	14日	(BHランプ供用開始)
	平成	25年	4月	3日	(Bランプ供用開始)
	平成	26年	7月	30日	(一部供用開始)
	平成	31年	3月	31日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

21,445 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 20,813 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線（三郷中央IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

埼玉県三郷市谷口

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道298号	埼玉県三郷市 谷口	立体接続	三郷中央インターチェンジ

(4) 工事予算

3, 126 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 12 年 1 月 12 日

②工事の完成予定年月日 平成 30 年 6 月 30 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 428 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 3, 320 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線(大栄JCT)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

千葉県成田市吉岡

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道468号 (首都圏中央連絡自動車道)	千葉県成田市 吉岡	立体接続	大栄ジャンクション

別 紙 1

(4) 工事予算

2,211 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 16 年 6 月 29 日

②工事の完成予定年月日 平成 37 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,866 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2,668 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道468号(横浜横須賀道路)

(神奈川県横浜市金沢区釜利谷町から神奈川県横浜市戸塚区原宿三丁目まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
神奈川県横浜市 金沢区釜利谷町 から	80	8.7	
神奈川県横浜市 戸塚区原宿三丁目 まで			

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
神奈川県横浜市 金沢区釜利谷町 から	6 車線	6 車線	
神奈川県横浜市 戸塚区原宿三丁目 まで			

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	0.75×2	1.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

3.00 メートル (土工部)

3.00 メートル (橋梁部)

別 紙 1

(又) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道16号(横浜横須賀道路)	神奈川県横浜市 金沢区釜利谷町	立体接続	釜利谷ジャンクション
都市計画道路 上郷公田線	神奈川県横浜市 栄区公田町	立体接続	公田インターチェンジ(仮称)
一般国道468号(横浜湘南道路) 及び都市計画道路 横浜藤沢線	神奈川県横浜市 栄区田谷町	立体接続	栄インター・ジャンクション(仮称)
一般国道1号	神奈川県横浜市 戸塚区原宿三丁目	立体接続	戸塚インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

256,049 百万円(消費税込み)

別紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日

イ 神奈川県横浜市金沢区釜利谷町(STA0+00)から神奈川県横浜市金沢区釜利谷町(STA2+40)まで
平成 13 年 3 月 10 日

ロ 神奈川県横浜市金沢区釜利谷町(STA2+40)から神奈川県横浜市栄区飯島町(STA59+30)まで
平成 13 年 8 月 14 日

ハ 神奈川県横浜市栄区飯島町(STA59+30)から神奈川県横浜市戸塚区原宿三丁目(STA87+00)まで
平成 32 年 4 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手(予定)年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける(予定)年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

278,936 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 269,218 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

(埼玉県桶川市大字川田谷から埼玉県久喜市菖蒲町上大崎まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 埼玉県桶川市大字川田谷 から
埼玉県久喜市菖蒲町上大崎 まで

(ロ) 延 長 10.8 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

(ロ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
埼玉県桶川市大字川田谷 から 埼玉県久喜市菖蒲町上大崎 まで	100	10.8	

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
埼玉県桶川市大字川田谷 から 埼玉県久喜市菖蒲町上大崎 まで	4 車線	4 車線	

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

4.50 メートル (土工部)

4.50 メートル (橋梁部)

別 紙 1

(又) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道17号	埼玉県桶川市大字川田谷	立体接続	桶川北本インターチェンジ
県道川越栗橋線	埼玉県桶川市大字加納	立体接続	桶川加納インターチェンジ
一般国道122号	埼玉県久喜市菖蒲町台	立体接続	白岡菖蒲インターチェンジ

(4) 工事予算

69,836 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日

- イ 埼玉県桶川市大字川田谷 (STA133+43) から埼玉県桶川市大字川田谷 (STA134+95) まで
平成 27 年 3 月 1 日
- ロ 埼玉県桶川市大字川田谷 (STA134+95) から埼玉県桶川市大字上日出谷 (STA151+00) まで
平成 26 年 4 月 1 日
- ハ 埼玉県桶川市大字上日出谷 (STA151+00) から埼玉県桶川市大字上日出谷 (STA152+60) まで
平成 26 年 11 月 1 日
- ニ 埼玉県桶川市大字上日出谷 (STA152+60) から埼玉県桶川市大字上日出谷 (STA155+20) まで
平成 26 年 8 月 1 日
- ホ 埼玉県桶川市大字上日出谷 (STA155+20) から埼玉県桶川市大字上日出谷 (STA156+49) まで
平成 26 年 8 月 20 日
- ヘ 埼玉県桶川市大字上日出谷 (STA156+49) から埼玉県桶川市大字上日出谷 (STA159+19) まで
平成 26 年 12 月 1 日
- ト 埼玉県桶川市大字上日出谷 (STA159+19) から埼玉県桶川市大字上日出谷 (STA161+94) まで
平成 26 年 12 月 20 日

別 紙 1

- チ 埼玉県桶川市大字上日出谷(STA161+94)から埼玉県北本市大字二ツ家(STA164+22)まで
平成 27 年 1 月 1 日
- リ 埼玉県北本市大字二ツ家(STA164+22)から埼玉県北本市大字二ツ家(STA167+37)まで
平成 26 年 12 月 11 日
- 又 埼玉県北本市大字二ツ家(STA167+37)から埼玉県桶川市大字加納(STA167+86)まで
平成 27 年 1 月 1 日
- ル 埼玉県桶川市大字加納(STA167+86)から埼玉県桶川市大字加納(STA168+46)まで
平成 27 年 2 月 16 日
- ヲ 埼玉県桶川市大字加納(STA168+46)から埼玉県桶川市大字加納(STA170+65)まで
平成 27 年 1 月 1 日
- ワ 埼玉県桶川市大字加納(STA170+65)から埼玉県桶川市大字加納(STA179+47)まで
平成 27 年 3 月 1 日
- カ 埼玉県桶川市大字加納(STA179+47)から埼玉県桶川市大字加納(STA180+84)まで
平成 27 年 3 月 1 日
- ヨ 埼玉県桶川市大字加納(STA180+84)から埼玉県桶川市大字加納(STA182+59)まで
平成 25 年 4 月 1 日
- タ 埼玉県桶川市大字加納(STA182+59)から埼玉県桶川市大字加納(STA183+91)まで
平成 24 年 12 月 21 日

別 紙 1

- レ 埼玉県桶川市大字加納(STA183+91)から埼玉県桶川市大字加納(STA184+44)まで
平成 25 年 4 月 1 日
- ソ 埼玉県桶川市大字加納(STA184+44)から埼玉県桶川市大字加納(STA187+47)まで
平成 24 年 2 月 1 日
- ツ 埼玉県桶川市大字加納(STA187+47)から埼玉県桶川市大字加納(STA187+88)まで
平成 24 年 10 月 16 日
- ネ 埼玉県桶川市大字加納(STA187+88)から埼玉県桶川市赤堀(STA191+49)まで
平成 23 年 12 月 15 日
- ナ 埼玉県桶川市赤堀(STA191+49)から埼玉県桶川市赤堀(STA192+00)まで
平成 24 年 4 月 1 日
- ラ 埼玉県桶川市赤堀(STA192+00)から埼玉県桶川市大字五丁台(STA195+00)まで
平成 23 年 12 月 15 日
- ム 埼玉県桶川市大字五丁台(STA195+00)から埼玉県桶川市大字五丁台(STA196+70)まで
平成 24 年 4 月 1 日
- ウ 埼玉県桶川市大字五丁台(STA196+70)から埼玉県桶川市大字五丁台(STA197+16)まで
平成 26 年 8 月 22 日
- ノ 埼玉県桶川市大字五丁台(STA197+16)から埼玉県桶川市大字五丁台(STA198+35)まで
平成 24 年 12 月 21 日

別 紙 1

- オ 埼玉県桶川市大字五丁台(STA198+35)から埼玉県久喜市菖蒲町下栢間(STA207+94)まで
平成 24 年 4 月 1 日
- ク 埼玉県久喜市菖蒲町下栢間(STA207+94)から埼玉県久喜市菖蒲町下栢間(STA210+35)まで
平成 26 年 4 月 1 日
- ヤ 埼玉県久喜市菖蒲町下栢間(STA210+35)から埼玉県久喜市菖蒲町上大崎(STA241+72)まで
平成 25 年 10 月 1 日
- 桶川北本IC ランプ部
- マ 埼玉県桶川市大字川田谷(B-ST A2+31)から埼玉県桶川市大字川田谷(B-ST A4+51)まで
平成 26 年 4 月 1 日
- ケ 埼玉県桶川市大字川田谷(C-ST A0+74)から埼玉県桶川市大字川田谷(C-ST A5+92)まで
平成 25 年 3 月 1 日
- フ 埼玉県桶川市大字川田谷(C-ST A5+92)から埼玉県桶川市大字川田谷(C-ST A6+73)まで
平成 27 年 3 月 1 日
- コ 埼玉県桶川市大字川田谷(C-ST A6+73)から埼玉県桶川市大字川田谷(C-ST A7+90)まで
平成 25 年 3 月 1 日
- エ 埼玉県桶川市大字川田谷(C-ST A7+90)から埼玉県桶川市大字川田谷(C-ST A9+42)まで
平成 26 年 4 月 1 日

別 紙 1

テ 埼玉県桶川市大字川田谷(D-STA5+81)から埼玉県桶川市大字川田谷(D-STA10+26)まで
平成 25 年 3 月 1 日

桶川加納IC ランプ部

ア 埼玉県桶川市大字加納(A-STA1+70)から埼玉県桶川市大字加納(A-STA2+50)まで
平成 26 年 12 月 1 日

サ 埼玉県桶川市大字加納(B-STA2+72)から埼玉県桶川市大字加納(B-STA3+02)まで
平成 25 年 11 月 1 日

キ 埼玉県桶川市大字加納(C-STA1+99)から埼玉県桶川市大字加納(C-STA3+80)まで
平成 24 年 5 月 15 日

ユ 埼玉県桶川市大字加納(D-STA2+33)から埼玉県桶川市大字加納(D-STA2+72)まで
平成 24 年 5 月 15 日

メ 埼玉県桶川市大字加納(D-STA2+72)から埼玉県桶川市大字加納(D-STA4+40)まで
平成 27 年 2 月 11 日

桶川加納IC 料金所部

ミ 埼玉県桶川市大字加納(B-STA0+80)から埼玉県桶川市大字加納(E-STA0+50)まで
平成 24 年 5 月 15 日

桶川加納IC ランプ部

シ 埼玉県桶川市大字加納(E-STA1+30)から埼玉県桶川市大字加納(E-STA1+58)まで
平成 25 年 10 月 1 日

別 紙 1

ヒ 埼玉県桶川市大字加納(G-ST A1+98)から埼玉県桶川市大字加納(G-ST A2+48)まで
平成 24 年 5 月 15 日

モ 埼玉県桶川市大字加納(G-ST A2+98)から埼玉県桶川市大字加納(G-ST A3+32)まで
平成 26 年 1 月 1 日

セ 埼玉県桶川市大字加納(H-ST A2+32)から埼玉県桶川市大字加納(H-ST A3+07)まで
平成 24 年 5 月 15 日

菖蒲PA

ス 埼玉県久喜市菖蒲町下栢間(STA207+22)から埼玉県久喜市菖蒲町下栢間(STA210+87)まで
平成 26 年 12 月 21 日

スー1 埼玉県久喜市菖蒲町下栢間(STA207+87)から埼玉県久喜市菖蒲町下栢間(STA208+60)まで
平成 27 年 4 月 30 日

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道468号(東京湾横断・木更津東金道路)

(千葉県東金市丹尾から千葉県茂原市石神まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 東京湾横断・木更津東金道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 千葉県東金市丹尾 から
千葉県茂原市石神 まで

(ロ) 延 長 21.6 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

(ロ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
千葉県東金市丹尾 から 千葉県茂原市石神 まで	100	21.6	

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
千葉県東金市丹尾 から 千葉県茂原市石神 まで	2車線	4車線	

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	1.00×2	2.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

— メートル (土工部)

— メートル (橋梁部)

別 紙 1

(又) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道126号	千葉県東金市丹尾	立体接続	東金ジャンクション
市道5164号線	千葉県東金市山台	立体接続	東金インターチェンジ
県道五井本納線	千葉県茂原市上太田	立体接続	茂原北インターチェンジ
一般国道409号 (茂原・一宮・大原道路)	千葉県長生郡長南町坂本	立体接続	茂原長南インターチェンジ

(4) 工事予算

23, 110 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

イ 千葉県東金市丹尾(STA0-01)から千葉県東金市小野(STA7+60)まで
平成 24 年 11 月 1 日

イ 千葉県東金市小野(STA7+60)から千葉県東金市小野(STA8+60)まで
平成 24 年 10 月 1 日

イ 千葉県東金市小野(STA8+60)から千葉県東金市小野(STA11+60)まで
平成 24 年 12 月 1 日

ロ 千葉県東金市小野(STA11+60)から千葉県東金市小野(STA14+20)まで
平成 24 年 8 月 1 日

ロ 千葉県東金市小野(STA14+20)から千葉県東金市丘山台(STA16+40)まで
平成 24 年 11 月 1 日

ロ 千葉県東金市丘山台(STA16+40)から千葉県東金市小野(STA19+00)まで
平成 24 年 10 月 1 日

ハ 千葉県東金市小野(STA19+00)から千葉県大網白里町養安寺(STA21+35)まで
平成 24 年 12 月 1 日

別 紙 1

ニ 千葉県大網白里町養安寺(STA21+35)から千葉県大網白里町小西(STA27+85)まで
平成 24 年 12 月 1 日

ホ 千葉県大網白里町小西(STA27+85)から千葉県大網白里町餅木(STA33+69.5)まで
平成 24 年 9 月 1 日

ヘ 千葉県大網白里町餅木(STA33+69.5)から千葉県大網白里町餅木(STA35+23)まで
平成 24 年 6 月 1 日

ト 千葉県大網白里町餅木(STA35+23)から千葉県大網白里町金谷郷(STA48+69)まで
平成 24 年 2 月 15 日

チ 千葉県大網白里町金谷郷(STA48+69)から千葉県大網白里町南玉(STA57+23)まで
平成 24 年 10 月 1 日

リ 千葉県大網白里町南玉(STA57+23)から千葉県千葉市緑区小食土町(STA65+40)まで
平成 21 年 8 月 1 日

ヌ 千葉県千葉市緑区小食土町(STA65+40)から千葉県千葉市緑区小食土町(STA65+70)まで
平成 24 年 6 月 1 日

ル 千葉市緑区小食土町(STA65+70)から千葉県大網白里町小中(STA80+00)まで
平成 21 年 8 月 1 日

ヲ 千葉県大網白里町小中(STA80+00)から千葉県大網白里町神房(STA86+00)まで
平成 19 年 12 月 1 日

別 紙 1

ワ 千葉県大網白里町神房(STA86+00)から千葉県茂原市柴名(STA106+94)まで
平成 21 年 8 月 1 日

カ 千葉県茂原市柴名(STA106+94)から千葉県茂原市柴名(STA109+20)まで
平成 19 年 12 月 1 日

コ 千葉県茂原市柴名(STA109+20)から千葉県茂原市柴名(STA113+60)まで
平成 24 年 5 月 1 日

ク 千葉県茂原市柴名(STA113+60)から千葉県茂原市上太田(STA123+11)まで
平成 24 年 10 月 9 日

ケ 千葉県茂原市上太田(STA123+11)から千葉県茂原市上太田(STA124+34)まで
平成 24 年 11 月 1 日

コ 千葉県茂原市上太田(STA124+34)から千葉県茂原市真名(STA148+91)まで
平成 24 年 2 月 15 日

セ 千葉県茂原市真名(STA148+91)から千葉県茂原市真名(STA156+20)まで
平成 24 年 5 月 1 日

ソ 千葉県茂原市真名(STA156+20)から千葉県長柄町榎本(STA179+60)まで
平成 24 年 2 月 15 日

タ 千葉県長柄町榎本(STA179+60)から千葉県長柄町榎本(STA183+80)まで
平成 24 年 7 月 1 日

別 紙 1

ラ 千葉県長柄町榎本(STA183+80)から千葉県長柄町榎本(STA187+78)まで
平成 24 年 8 月 1 日

ラ 千葉県長柄町榎本(STA187+78)から千葉県長南町須田(STA194+40)まで
平成 24 年 7 月 1 日

ム 千葉県長南町須田(STA194+40)から千葉県長南町関原(STA203+88. 2)まで
平成 24 年 8 月 1 日

ウ 千葉県長南町関原(STA203+88. 2)から千葉県茂原市石神(STA210+39)まで
平成 24 年 7 月 1 日

ノ 千葉県茂原市石神(STA210+39)から千葉県茂原市石神(STA216+20)まで
平成 24 年 9 月 1 日

東金JCT Cランプ

イ 千葉県東金市山田(STA5+18)から千葉県東金市山田(STA6+20)まで
平成 24 年 12 月 1 日

別 紙 1

茂原北IC ランプ部

オ 千葉県茂原市柴名(STA4+20)から千葉県茂原市上太田(STA0+60)まで

平成 19 年 12 月 1 日

ク 千葉県茂原市上太田(STA0+60)から千葉県茂原市上太田(STA0+20)まで

平成 20 年 10 月 1 日

ヤ 千葉県茂原市上太田(STA0+20)から千葉県茂原市上太田(STA2+10)まで

平成 19 年 12 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 23 年 10 月 20 日 (東金ICランプ切替)

平成 25 年 4 月 27 日 (供用開始)

平成 31 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

25, 151 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 25, 229 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道468号(東京湾横断・木更津東金道路)

(千葉県茂原市石神から千葉県木更津市下郡まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 東京湾横断・木更津東金道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 千葉県茂原市石神 から
千葉県木更津市下郡 まで

(ロ) 延 長 21.3 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

(ロ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
千葉県茂原市石神	から	100	21.3	
千葉県木更津市下郡	まで			

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
千葉県茂原市石神	から	2 車線	4 車線	
千葉県木更津市下郡	まで			

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	1.00×2	2.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

- メートル (土工部)
- メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道409号 (茂原・一宮・大原道路)	千葉県長生郡長南町坂本	立体接続	茂原長南インターチェンジ
一般国道297号	千葉県市原市田尾	立体接続	市原鶴舞インターチェンジ
一般国道410号バイパス	千葉県木更津市下郡	立体接続	木更津東インターチェンジ

(4) 工事予算

13,639 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

- イ 千葉県茂原市石神(STA216+20)から千葉県長生郡長南町坂本(STA219+73)まで
平成 24 年 9 月 1 日
- ロ 千葉県長生郡長南町坂本(STA219+73)から千葉県長生郡長南町坂本(STA220+73)まで
平成 24 年 5 月 1 日
- ハ 千葉県長生郡長南町坂本(STA220+73)から千葉県長生郡長南町坂本(STA222+77)まで
平成 24 年 7 月 18 日
- ニ 千葉県長生郡長南町坂本(STA222+77)から千葉県長生郡長南町坂本(STA233+60)まで
平成 24 年 5 月 1 日
- ホ - 1 千葉県長生郡長南町坂本(STA233+60)から千葉県長生郡長南町報恩寺(STA243+17)まで
平成 24 年 11 月 1 日
- ホ - 2 千葉県長生郡長南町報恩寺(STA243+17)から千葉県長生郡長南町茗荷沢(STA250+00)まで
平成 24 年 8 月 1 日
- ホ - 3 千葉県長生郡長南町茗荷沢(STA250+00)から千葉県長生郡長南町茗荷沢(STA252+59)まで
平成 24 年 9 月 1 日

別 紙 1

- ホ - 4 千葉県長生郡長南町茗荷沢 (STA252+59) から千葉県長生郡長南町茗荷沢 (STA252+64) まで
平成 24 年 8 月 1 日
- ホ - 5 千葉県長生郡長南町茗荷沢 (STA252+64) から千葉県長生郡長南町茗荷沢 (STA253+00) まで
平成 24 年 10 月 1 日
- へ - 1 千葉県長生郡長南町茗荷沢 (STA253+00) から千葉県長生郡長南町茗荷沢 (STA253+05) まで
平成 24 年 8 月 1 日
- へ - 2 千葉県長生郡長南町茗荷沢 (STA253+05) から千葉県長生郡長南町茗荷沢 (STA259+20) まで
平成 24 年 12 月 1 日
- へ - 3 千葉県長生郡長南町茗荷沢 (STA259+20) から千葉県長生郡長南町茗荷沢 (STA262+60) まで
平成 24 年 11 月 1 日
- ト - 1 千葉県長生郡長南町茗荷沢 (STA262+60) から千葉県長生郡長南町茗荷沢 (STA266+60) まで
平成 24 年 10 月 1 日
- ト - 2 千葉県長生郡長南町茗荷沢 (STA266+60) から千葉県長生郡長南町岩撫 (STA272+86) まで
平成 24 年 12 月 1 日
- チ - 1 千葉県長生郡長南町岩撫 (STA272+86) から千葉県市原市田尾 (STA297+06) まで
平成 24 年 3 月 26 日
- チ - 2 千葉県市原市田尾 (STA297+06) から千葉県市原市田尾 (STA298+49.7) まで
平成 24 年 10 月 1 日

別 紙 1

- リ - 1 千葉県市原市田尾(STA298+49.7)から千葉県市原市山小川(STA306+80)まで
平成 24 年 12 月 1 日
- リ - 2 千葉県市原市山小川(STA306+80)から千葉県市原市山小川(STA307+10)まで
平成 25 年 2 月 1 日
- リ - 3 千葉県市原市山小川(STA307+10)から千葉県市原市山小川(STA308+40)まで
平成 24 年 12 月 1 日
- リ - 4 千葉県市原市山小川(STA308+40)から千葉県市原市山小川(STA309+00)まで
平成 25 年 2 月 1 日
- 又 - 1 千葉県市原市山小川(STA309+00)から千葉県市原市山小川(STA310+00)まで
平成 25 年 2 月 1 日
- 又 - 2 千葉県市原市山小川(STA310+00)から千葉県市原市不入(STA313+81)まで
平成 24 年 12 月 1 日
- 又 - 3 千葉県市原市不入(STA313+81)から千葉県市原市不入(STA316+57)まで
平成 24 年 11 月 1 日
- 又 - 4 千葉県市原市不入(STA316+57)から千葉県市原市大和田(STA317+60)まで
平成 24 年 12 月 1 日
- 又 - 5 千葉県市原市大和田(STA317+60)から千葉県市原市大和田(STA320+05)まで
平成 25 年 2 月 20 日

別 紙 1

- 又 - 6 千葉県市原市大和田(STA320+05)から千葉県市原市大和田(STA321+18)まで
平成 24 年 12 月 1 日
- 又 - 7 千葉県市原市大和田(STA321+18)から千葉県市原市大和田(STA321+80)まで
平成 24 年 11 月 1 日
- 又 - 8 千葉県市原市大和田(STA321+80)から千葉県市原市大和田(STA325+40)まで
平成 24 年 12 月 1 日
- 又 - 9 千葉県市原市大和田(STA325+40)から千葉県市原市養老(STA327+3.5)まで
平成 25 年 2 月 12 日
- 又 - 10 千葉県市原市養老(STA327+3.5)から千葉県市原市久保(STA332+57)まで
平成 24 年 12 月 1 日
- 又 - 11 千葉県市原市久保(STA332+57)から千葉県市原市久保(STA332+72.6)まで
平成 24 年 11 月 1 日
- 又 - 12 千葉県市原市久保(STA332+72.6)から千葉県市原市山口(STA340+34)まで
平成 24 年 12 月 1 日
- ル - 1 千葉県市原市山口(STA340+34)から千葉県市原市山口(STA358+20)まで
平成 24 年 11 月 1 日
- ル - 2 千葉県市原市山口(STA358+20)から千葉県市原市山口(STA360+84)まで
平成 25 年 2 月 1 日

別 紙 1

- ヲ 千葉県市原市山口(STA360+84)から千葉県木更津市真理谷(STA367+59)まで
平成 24 年 11 月 1 日
- ワ - 1 千葉県木更津市真理谷(STA367+59)から千葉県木更津市真理谷(STA372+41)まで
平成 24 年 12 月 1 日
- ワ - 2 千葉県木更津市真理谷(STA372+41)から千葉県木更津市真理谷(STA375+21)まで
平成 24 年 10 月 1 日
- カ 千葉県木更津市真理谷(STA375+21)から千葉県木更津市真理谷(STA380+69)まで
平成 23 年 11 月 21 日
- ヨ 千葉県木更津市真理谷(STA380+69)から千葉県木更津市真理谷(STA392+12)まで
平成 24 年 8 月 1 日
- タ - 1 千葉県木更津市真理谷(STA392+12)から千葉県木更津市真理谷(STA394+80)まで
平成 24 年 11 月 1 日
- タ - 2 千葉県木更津市真理谷(STA394+80)から千葉県木更津市真理谷(STA400+51)まで
平成 24 年 3 月 26 日
- レ 千葉県木更津市真理谷(STA400+51)から千葉県木更津市真理谷(STA402+30.7)まで
平成 23 年 11 月 21 日
- ソ 千葉県木更津市真理谷(STA402+30.7)から千葉県木更津市真理谷(STA404+78)まで
平成 24 年 3 月 26 日

別 紙 1

ツ 千葉県木更津市真理谷(STA404+78)から千葉県木更津市茅野(STA413+63. 6)まで
平成 23 年 11 月 21 日

ネ 千葉県木更津市茅野(STA413+63. 6)から千葉県木更津市下郡(STA429+17)まで
平成 24 年 12 月 1 日

茂原長南IC 料金所部

ナ 千葉県長生郡長南町坂本(C1-STA0+19. 2)から千葉県長生郡長南町坂本(E-STA1+10. 8)まで
平成 23 年 11 月 21 日

茂原長南IC 管理施設部

ラ - 1 千葉県長生郡長南町坂本(C1-STA3+88. 5)から千葉県長生郡長南町坂本(E-STA3+7)まで
平成 24 年 3 月 26 日

ラ - 2 千葉県茂原市石神(B-STA1+3)から千葉県茂原市石神(B-STA2+1. 8)まで
平成 24 年 7 月 18 日

ラ - 3 千葉県茂原市石神(C1-STA0+0)から千葉県茂原市石神(C1-STA2+0)まで
平成 24 年 7 月 18 日

ラ - 4 千葉県長生郡長南町千手堂(E-STA0+0)から千葉県長生郡長南町千手堂(E-STA12+15)まで
平成 24 年 7 月 18 日

ラ - 5 千葉県長生郡長南町千手堂(F-STA12+18. 6)から千葉県長生郡長南町千手堂(F-STA21+10)まで
平成 24 年 7 月 18 日

別 紙 1

ラ - 6 千葉県長生郡長南町千手堂(G-STA12+11)から千葉県長生郡長南町千手堂(G-STA21+00)まで
平成 24 年 7 月 18 日

市川南IC

ム - 1 千葉県市原市山小川(A-STA2+25.4)から千葉県市原市山小川(A-STA5+44.9)まで
平成 24 年 12 月 1 日

ム - 2 千葉県市原市山小川(B-STA2+25.4)から千葉県市原市山小川(B-STA6+11.9)まで
平成 24 年 12 月 1 日

ム - 3 千葉県市原市山小川(B-STA6+11.9)から千葉県市原市山小川(B-STA6+42)まで
平成 25 年 2 月 1 日

ム - 4 千葉県市原市山小川(B-STA6+42)から千葉県市原市山小川(B-STA7+72)まで
平成 24 年 12 月 1 日

ム - 5 千葉県市原市山小川(B-STA7+72)から千葉県市原市山小川(B-STA8+32.2)まで
平成 25 年 2 月 1 日

ム - 6 千葉県市原市山小川(C1-STA0+8.9)から千葉県市原市山小川(C1-STA4+14.7)まで
平成 24 年 12 月 1 日

ム - 7 千葉県市原市山小川(C2-STA4+8.5)から千葉県市原市山小川(C2-STA7+8.6)まで
平成 24 年 12 月 1 日

別 紙 1

ム - 8 千葉県市原市山小川(C2-STA7+8.6)から千葉県市原市山小川(C2-STA7+38.9)まで
平成 25 年 2 月 1 日

ム - 9 千葉県市原市山小川(C2-STA7+38.9)から千葉県市原市山小川(C2-STA7+91.9)まで
平成 24 年 12 月 1 日

ム - 10 千葉県市原市山小川(D-STA4+9.1)から千葉県市原市山小川(D-STA8+26.5)まで
平成 24 年 12 月 1 日

市川南IC 料金所部

ウ 千葉県市原市田尾(C1-STA0+8.95)から千葉県市原市田尾(E-STA0+41.05)まで
平成 23 年 11 月 21 日

市川南IC 管理施設部

ノ 千葉県市原市田尾(C1-STA0+95)から千葉県市原市田尾(E-STA0+68)まで
平成 24 年 3 月 26 日

市川南IC 297号接道まで

オ 千葉県市原市田尾(E-STA0+41.05)から千葉県市原市田尾(E-STA2+34)まで
平成 24 年 11 月 1 日

高滝湖PA 内回り休憩施設

ク - 1 千葉県市原市大和田から千葉県市原市大和田まで
平成 24 年 12 月 1 日

別 紙 1

高滝湖PA 外回り休憩施設
ク - 2 千葉県市原市大和田から千葉県市原市大和田まで
平成 26 年 12 月 11 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

②工事の完成予定年月日	平成 25 年 4 月 27 日	(供用開始)
	平成 25 年 7 月 12 日	(高滝湖PA 内回り供用開始)
	平成 27 年 8 月 10 日	(高滝湖PA 外回り供用開始)
	平成 31 年 3 月 30 日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

14,866 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 14,866 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道14号(京葉道路)(市川IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道14号

(有料道路名 : 京葉道路)

(2) 工事の箇所

千葉県市川市稲荷木

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 有料道路事業

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道市川浦安線	千葉県市川市 稲荷木	立体接続	市川インターチェンジ

別 紙 1

(4) 工事予算

1,481 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 12 年 7 月 3 日

②工事の完成予定年月日 平成 30 年 6 月 30 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,742 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,742 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道14号(京葉道路)(市川PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道14号

(有料道路名 : 京葉道路)

(2) 工事の箇所

千葉県市川市

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 有料道路事業

別 紙 1

(4) 工事予算

16,954 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 12 年 7 月 3 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

18,763 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 17,111 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道126号(千葉東金道路)

(千葉県東金市丹尾から千葉県山武市松尾町谷津まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道126号

(有料道路名 : 千葉東金道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 千葉県東金市丹尾 から
千葉県山武市松尾町谷津 まで

(ロ) 延 長 15.7 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 有料道路事業

(ロ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
千葉県東金市丹尾 から 千葉県山武市松尾町谷津 まで	100	15.7	

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
千葉県東金市丹尾 から 千葉県山武市松尾町谷津 まで	4車線	4車線	4車線化事業

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

4.50 メートル (土工部)

4.50 メートル (橋梁部)

別 紙 1

(又) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道468号 (東京湾横断・木更津東金道路)	千葉県東金市丹尾	平面接続 立体接続	東金ジャンクション
東金市道5146号線	千葉県東金市山台	立体接続	東金インターチェンジ
県道成東酒々井線	千葉県山武市矢部	立体接続	山武成東インターチェンジ
一般国道126号 (銚子連絡道路)	千葉県山武市松尾町谷津	立体接続	松尾横芝インターチェンジ
県道成田松尾線	千葉県山武市松尾町谷津	立体接続	松尾横芝インターチェンジ

(4) 工事予算

18,237 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 12 年 7 月 3 日

②工事の完成予定年月日 平成 39 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

22, 100 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 19, 767 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道127号(富津館山道路)(富山PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道127号

(有料道路名 : 富津館山道路)

(2) 工事の箇所

千葉県南房総市

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

(4) 工事予算

976 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 14 年 9 月 2 日

②工事の完成予定年月日 平成 38 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 156 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 103 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道466号(第三京浜道路)(野川IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道466号

(有料道路名 : 第三京浜道路)

(2) 工事の箇所

神奈川県川崎市宮前区野川

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 有料道路事業

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道尻手黒川線	神奈川県川崎市 宮前区野川	立体接続	野川インターチェンジ(仮称)

別 紙 1

(4) 工事予算

17,354 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 昭和 63 年 1 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 38 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

12,163 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 11,427 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

(東京都西多摩郡日の出町平井から埼玉県鶴ヶ島市大字藤金まで)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の箇所

東京都西多摩郡日の出町平井 から

埼玉県鶴ヶ島市大字藤金 まで

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 有料道路事業

(4) 工事予算

1,616 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 昭和 61 年 12 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 35 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,826 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,752 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東日本高速道路株式会社が管理する高速道路に係る
高速道路利便増進事業に関する計画(スマートIC)に関する
工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

(1) 工事予算

43,830 百万円(消費税込み)

(2) 工事に要する費用に係る債務引受限度額

48,186 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円(消費税込み))

(3) 個別箇所に関する工事の内容

個別箇所に関する工事の内容は、下記のとおりとする。

ただし、工事予算及び債務引受限度額については、(1)工事予算及び(2)債務引受限度額の内数である。

また、工事完成後は精算額としている。

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ)工事方法			(ニ) 工事の着手及び完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受限度 額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との 接続位置及び 接続の方法	他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	工事の着手 年月日				
東北縦貫自動車道 弘前線	栃木県 佐野市 黒袴町	県道 佐野環状線	栃木県 佐野市 関川町及び 黒袴町	立体接続	平成21年9月11日	平成23年4月28日 (供用開始) 平成31年3月30日 (残事業完成)	863百万円	1,193百万円	ー	佐野 SA
東北縦貫自動車道 弘前線	栃木県 宇都宮市 今里町	県道 上河内 スマート インター線	栃木県 宇都宮市 今里町	立体接続	平成21年9月11日	平成22年12月18日 (供用開始) 平成24年3月28日 (残事業完成)	300百万円	338百万円	ー	上河内 SA

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ)工事方法			(ニ) 工事の着手及び完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受限度 額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との接続位置及び接続の方法			工事の着手 年月日	工事の完成 予定年月日				
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法						
東北縦貫自動車道 弘前線	栃木県 那須郡 那須町 豊原丙	県道 那須高原 スマート インター線	栃木県 那須郡 那須町 豊原丙	立体接続	平成21年9月11日	平成22年12月18日 (供用開始) 平成24年3月28日 (残事業完成)	447百万円	483百万円	—	那須 高原 SA
東北横断自動車道 釜石秋田線	秋田県 大仙市 九升田	市道 赤坂強首線	秋田県 大仙市 強首及び 九升田	立体接続	平成21年9月11日	平成23年3月26日 (供用開始) 平成24年3月28日 (残事業完成)	92百万円	96百万円	—	西仙北 SA
東北横断自動車道 いわき新潟線	新潟県 新潟市 秋葉区福島	市道新津 1-90号線 及び 市道新津 1-91号線	新潟県 新潟市 秋葉区福島	立体接続	平成21年9月11日	平成23年12月17日 (供用開始) 平成26年3月30日 (残事業完成)	1,271百万円	1,387百万円	—	本線 直結 型
関越自動車道 新潟線	埼玉県 坂戸市塚崎	市道3979 号路線及び 市道6919 号路線	埼玉県 坂戸市塚崎 及び栗生田	立体接続	平成21年9月11日	平成25年8月25日 (供用開始) 平成27年3月30日 (残事業完成)	1,885百万円	2,132百万円	—	本線 直結 型
関越自動車道 新潟線	群馬県高崎 市上滝町	市道 G680号線 及び 市道 G681号線	群馬県高崎 市上滝町及 び佐波郡玉 村町上新田	立体接続	平成21年9月11日	平成26年2月22日 (供用開始) 平成27年3月30日 (残事業完成)	2,762百万円	3,174百万円	—	本線 直結 型
常磐自動車道	茨城県 石岡市 正上内	市道 A2485号線	茨城県 石岡市 正上内	立体接続	平成21年9月11日	平成23年3月24日 (供用開始) 平成25年3月28日 (残事業完成)	2,772百万円	3,006百万円	—	本線 直結 型
北陸自動車道	新潟県 三条市 福島新田	市道岡野 新田1号線 及び 市道岡野 新田2号線	新潟県 三条市 福島新田	立体接続	平成21年9月11日	平成24年7月14日 (供用開始) 平成26年3月30日 (残事業完成)	904百万円	1,028百万円	—	栄PA

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ)工事方法			(ニ) 工事の着手及び完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受限度 額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との接続位置及び接続の方法			工事の着手 年月日	工事の完成 予定年月日				
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法						
関越自動車道 新潟線	埼玉県大里 郡寄居町用 土	深谷市道 岡2-570号 及び 寄居町道 A046号線	埼玉県深谷 市本郷及び 大里郡寄居 町用土	立体接続	平成24年5月1日	平成31年3月31日	1,194百万円	1,534百万円	—	寄居 PA
関越自動車道 新潟線	埼玉県児玉 郡上里町大 字五明	町道2480号 線及び 町道2087号 線	埼玉県児玉 郡上里町大 字五明	立体接続	平成24年5月1日	平成27年12月20日 (供用開始) 平成29年3月30日 (残事業完成)	1,165百万円	1,240百万円	—	上里 SA
北陸自動車道	新潟県長岡 市上野町	市道上川西 398号線及び 市道上川西 399号線	新潟県長岡 市上野町及 び大荒戸町	立体接続	平成24年5月1日	平成29年3月25日 (供用開始) 平成30年3月30日 (残事業完成)	2,491百万円	2,621百万円	—	本線 直結 型
北陸自動車道	新潟県新潟 市江南区西 野	主要地方道 新潟港横越 線	新潟県新潟 市江南区西 野	立体接続	平成24年5月1日	平成28年3月26日 (供用開始) 平成29年3月31日 (残事業完成)	3,376百万円	3,562百万円	—	本線 直結 型
北海道縦貫自動車 道 函館名寄線	北海道砂川 市空知太	市道砂川SA スマートイン ター線	北海道砂川 市北光	立体接続	平成25年7月1日	平成27年8月8日 (供用開始) 平成29年3月30日 (残事業完成)	420百万円	455百万円	—	砂川 SA
東北縦貫自動車道 弘前線	福島県郡山 市大槻町	市道中央イン ター1号線及 び市道中央 インター2号 線	福島県郡山 市大槻町及 び片平町	立体接続	平成25年7月1日	平成31年3月31日	3,158百万円	3,465百万円	—	本線 直結 型
東北縦貫自動車道 弘前線	岩手県奥州 市胆沢区小 山	市道附野下 笹森線及び 県道衣川水 沢線	岩手県奥州 市胆沢区小 山	立体接続	平成25年7月1日	平成31年3月31日	2,549百万円	2,743百万円	—	本線 直結 型

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ)工事方法			(ニ) 工事の着手及び完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受限度 額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との接続位置及び接続の方法			工事の着手 年月日	工事の完成 予定年月日				
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法						
東北縦貫自動車道 弘前線	岩手県紫波 郡矢巾町大 字煙山	県道不動盛 岡線及び町 道堤川目線	岩手県紫波 郡矢巾町大 字上矢次及 び煙山	立体接続	平成25年7月1日	平成30年3月24日 (供用開始) 平成31年3月30日 (残事業完成)	1,475百万円	1,581百万円	—	矢巾 PA
東北縦貫自動車道 弘前線	岩手県滝沢 市高屋敷平	村道茨島土 沢線	岩手県滝沢 市高屋敷平	立体接続	平成25年7月1日	平成31年3月31日	3,617百万円	3,843百万円	—	本線 直結 型
常磐自動車道	福島県南相 馬市鹿島区 浮田字椴木 沢	市道西138 号線	福島県南相 馬市鹿島区 浮田字椴木 沢	立体接続	平成25年7月1日	平成27年2月21日 (供用開始) 平成28年3月30日 (残事業完成)	286百万円	291百万円	—	南相馬 鹿島 SA
常磐自動車道	宮城県亘理 郡山元町坂 元字法羅	町道坂元イン ター線	宮城県亘理 郡山元町坂 元字上小山	立体接続	平成25年7月1日	平成29年4月1日 (供用開始) 平成30年3月30日 (残事業完成)	2,802百万円	3,023百万円	—	本線 直結 型
常磐自動車道	宮城県亘理 郡亘理町逢 隈高屋	町道亘理ス マートイン ター線	宮城県亘理 郡亘理町逢 隈高屋字新 谷地	立体接続	平成25年7月1日	平成28年3月19日 (供用開始) 平成30年3月30日 (残事業完成)	636百万円	717百万円	—	鳥の海 PA
北関東自動車道	群馬県太田 市成塚町	市道太田成 塚北金井10 93号線	群馬県太田 市北金井町	立体接続	平成25年7月1日	平成31年3月31日	1,296百万円	1,421百万円	—	太田 PA
一般国道6号 (仙台東部道路)	宮城県名取 市下増田耕 谷	市道飯野坂 杉ヶ袋線	宮城県名取 市下増田耕 谷及び飯野 坂小揚場	立体接続	平成25年7月1日	平成29年3月18日 (供用開始) 平成30年3月30日 (残事業完成)	2,409百万円	2,522百万円	—	本線 直結 型

別紙 1

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ)工事方法			(ニ) 工事の着手及び完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受限度 額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との接続位置及び接続の方法			工事の着手 年月日	工事の完成 予定年月日				
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法						
一般国道468号 (東京湾横断・木更 津東金道路)	千葉県大網 白里市小中	市道01-03 2号線	千葉県大網 白里市小中	立体接続	平成25年7月1日	平成31年3月31日	3,055百万円	3,337百万円	—	本線 直結 型
一般国道468号 (東京湾横断・木更 津東金道路)	千葉県茂原 市国府関	市道3級42 21号線	千葉県茂原 市国府関	立体接続	平成25年7月1日	平成32年3月31日	2,605百万円	2,994百万円	—	本線 直結 型

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

関越自動車道上越線

(長野県上水内郡信濃町大字野尻から新潟県上越市大字中屋敷まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

関越自動車道上越線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 長野県上水内郡信濃町大字野尻 から
新潟県上越市大字中屋敷 まで

(ロ) 延 長 37.5 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
長野県上水内郡信濃町大字野尻 から 新潟県上越市中郷区二本木 まで	第1種第3級	道路構造令
新潟県上越市中郷区二本木 から 新潟県上越市大字中屋敷 まで	第1種第2級	道路構造令

別 紙 1

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
長野県上水内郡信濃町大字野尻 から 新潟県上越市中郷区二本木 まで	80	17.6	
新潟県上越市中郷区二本木 から 新潟県上越市大字中屋敷 まで	100	19.9	

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
長野県上水内郡信濃町大字野尻 から 新潟県上越市大字中屋敷 まで	4 車線	4 車線	4車線化

別 紙 1

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

設計区間	構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
		左側	計	左側	右側	計	
長野県上水内郡 信濃町大字野尻 から 新潟県上越市 中郷区二本木 まで	土工(掘割)部分	1.75	1.75	—	—	—	
	トンネル部分	—	—	—	—	—	
	橋梁高架部分 (中小橋)	1.75	1.75	—	—	—	
	橋梁高架部分 (長大橋)	1.25	1.25	—	—	—	
新潟県上越市 中郷区二本木 から 新潟県上越市 大字中屋敷 まで	土工(掘割)部分	2.50	2.50	2.50	1.25	3.75	
	トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
	橋梁高架部分 (中小橋)	2.50	2.50	2.50	1.25	3.75	
	橋梁高架部分 (長大橋)	1.75	1.75	1.75	1.25	3.00	

(ト) 付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(チ) 中央帯の標準幅員

設 計 区 間	幅 員	摘 要
長野県上水内郡信濃町大字野尻 から	3.00メートル(土工部)	
新潟県上越市中郷区二本木 まで	3.00メートル(橋梁部)	
新潟県上越市中郷区二本木 から	4.50メートル(土工部)	
新潟県上越市大字中屋敷 まで	4.50メートル(橋梁部)	

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

62,148 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日 平成 24 年 5 月 1 日
②工事の完成予定年月日 平成 31 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

67, 225 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 65, 820 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東関東自動車道千葉富津線

(千葉県木更津市中烏田から千葉県富津市竹岡まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道千葉富津線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 千葉県木更津市中烏田 から
千葉県富津市竹岡 まで

(ロ) 延 長 20.7 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
千葉県木更津市中烏田 から 千葉県富津市竹岡 まで	100	20.7	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ニ) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
千葉県木更津市中烏田 から 千葉県富津市竹岡 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員
— メートル(土工部)
— メートル(橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

29,961 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日 平成 24 年 5 月 1 日
- ②工事の完成予定年月日 平成 31 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

33,011 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 32,122 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線（潮来IC）（改築）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

茨城県潮来市福島

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般県道水戸神栖線	茨城県潮来市福島	立体接続	潮来インターチェンジ

別 紙 1

(4) 工事予算

1, 223 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 23 年 4 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 37 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 605 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 532 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線(鉾田IC)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

茨城県鉾田市秋山

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道鉾田茨城線	茨城県鉾田市 飯名	立体接続	鉾田インターチェンジ

(4) 工事予算

1,469 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 23 年 4 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 37 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,905 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,829 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

(埼玉県久喜市下早見から茨城県猿島郡五霞町大字江川まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 埼玉県久喜市下早見 から
茨城県猿島郡五霞町大字江川 まで

(ロ) 延 長 12.7 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

(ロ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
埼玉県久喜市下早見	から	100	12.7	
茨城県猿島郡五霞町大字江川	まで			

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
埼玉県久喜市下早見	から	2車線	4車線	
茨城県猿島郡五霞町大字江川	まで			

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	-	-	-	-	-	
トンネル部分	-	-	-	-	-	
橋梁高架部分 (中小橋)	-	-	-	-	-	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	-	-	-	

(チ) 付加車線の標準幅員 3.5 メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

- メートル (土工部)
- メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
東北縦貫自動車道 弘前線	埼玉県久喜市 下早見	立体接続	久喜白岡ジャンクション
都市計画道路 惣新田・幸手線	埼玉県幸手市 大字平須賀	立体接続	幸手インターチェンジ
一般国道4号	茨城県猿島郡五霞町 大字江川	立体接続	五霞インターチェンジ

(4) 工事予算

25,452 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日

- イ 埼玉県久喜市下早見(STA274+95)から埼玉県幸手市大字上高野(STA331+83)まで
平成 26 年 4 月 1 日
- ロ 埼玉県幸手市大字上高野(STA331+83)から埼玉県幸手市大字上高野(STA335+54)まで
平成 26 年 11 月 13 日
- ハ 埼玉県幸手市大字上高野(STA335+54)から埼玉県幸手市大字上高野(STA339+04)まで
平成 26 年 10 月 1 日
- ニ 埼玉県幸手市大字上高野(STA339+04)から埼玉県幸手市大字平須賀(STA357+16)まで
平成 26 年 4 月 1 日
- ホ 埼玉県幸手市大字平須賀(STA357+16)から埼玉県幸手市大字平須賀(STA361+47)まで
平成 24 年 7 月 1 日
- ヘ 埼玉県幸手市大字平須賀(STA361+47)から埼玉県幸手市大字平須賀(STA361+56)まで
平成 25 年 1 月 15 日
- ト 埼玉県幸手市大字平須賀(STA361+56)から埼玉県幸手市大字木立(STA382+10)まで
平成 24 年 7 月 1 日

別 紙 1

- チ 埼玉県幸手市大字木立(STA382+10)から茨城県猿島郡五霞町大字幸主(STA5+37)まで
平成 26 年 8 月 1 日
- リ 茨城県猿島郡五霞町大字幸主(STA5+37)から茨城県猿島郡五霞町大字幸主(STA10+43)まで
平成 26 年 4 月 1 日
- 又 茨城県猿島郡五霞町大字幸主(STA10+43)から茨城県猿島郡五霞町大字幸主(STA12+30)まで
平成 26 年 12 月 2 日
- ル 茨城県猿島郡五霞町大字幸主(STA12+30)から茨城県猿島郡五霞町大字幸主(STA14+31)まで
平成 26 年 10 月 30 日
- ヲ 茨城県猿島郡五霞町大字幸主(STA14+31)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA15+01)まで
平成 26 年 11 月 13 日
- ワ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA15+01)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA16+91)まで
平成 26 年 10 月 30 日
- 幸手IC ランプ部
- カ 埼玉県幸手市大字平須賀(D-ST A1+28)から埼玉県幸手市大字平須賀(H-ST A0+64)まで
平成 26 年 5 月 1 日
- ヨ 埼玉県幸手市大字平須賀(H-ST A0+64)から埼玉県幸手市大字平須賀(H-ST A1+10)まで
平成 26 年 8 月 1 日

別 紙 1

タ 埼玉県幸手市大字平須賀(A-STA1+06)から埼玉県幸手市大字平須賀(E-STA0+67)まで
平成 26 年 5 月 1 日

レ 埼玉県幸手市大字平須賀(E-STA0+67)から埼玉県幸手市大字平須賀(E-STA1+12)まで
平成 26 年 8 月 1 日

幸手IC 管理施設部

ソ 埼玉県幸手市大字平須賀(D-STA1+31)から埼玉県幸手市大字平須賀(H-STA0+56)まで
平成 26 年 4 月 1 日

五霞IC ランプ部

ツ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(A-STA0+00)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(A-STA0+12)まで
平成 26 年 10 月 30 日

ネ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(A-STA0+12)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(A-STA1+93)まで
平成 26 年 12 月 2 日

ナ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(B-STA1+86)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(B-STA3+68)まで
平成 26 年 12 月 2 日

ヲ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(C-STA0+52)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(C-STA2+25)まで
平成 26 年 11 月 13 日

ム 茨城県猿島郡五霞町大字幸主(D-STA1+79)から茨城県猿島郡五霞町大字幸主(D-STA4+50)まで
平成 26 年 10 月 30 日

別 紙 1

- ウ 茨城県猿島郡五霞町大字幸主(E-STA0+00)から茨城県猿島郡五霞町大字幸主(E-STA1+56)まで
平成 26 年 11 月 26 日
- ノ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(F-STA1+58)から茨城県猿島郡五霞町大字幸主(F-STA4+10)まで
平成 27 年 1 月 26 日
- オ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(G-STA1+00)から茨城県猿島郡五霞町大字幸主(G-STA4+12)まで
平成 27 年 1 月 26 日
- ク 茨城県猿島郡五霞町大字幸主(H-STA1+60)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(H-STA3+91)まで
平成 26 年 11 月 11 日
- ヤ 茨城県猿島郡五霞町大字幸主(I-STA0+02)から茨城県猿島郡五霞町大字幸主(I-STA1+46)まで
平成 26 年 12 月 2 日
- マ 茨城県猿島郡五霞町大字幸主(I-STA1+46)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(I-STA3+83)まで
平成 26 年 12 月 2 日
- ケ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(I-STA3+83)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(I-STA6+80)まで
平成 26 年 12 月 16 日
- フ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(I-STA6+80)から茨城県猿島郡五霞町大字幸主(I-STA7+37)まで
平成 26 年 12 月 6 日
- コ 茨城県猿島郡五霞町大字幸主(I-STA7+37)から茨城県猿島郡五霞町大字幸主(I-STA8+78)まで
平成 26 年 11 月 18 日

別 紙 1

エ 茨城県猿島郡五霞町大字幸主(I-STA8+78)から茨城県猿島郡五霞町大字幸主(I-STA8+96)まで

平成 26 年 12 月 6 日

テ 茨城県猿島郡五霞町大字幸主(I-STA8+96)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(I-STA11+72)まで

平成 26 年 11 月 13 日

ア 茨城県猿島郡五霞町大字江川(I-STA11+72)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(I-STA11+88)まで

平成 27 年 2 月 1 日

サ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(I-STA11+88)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(I-STA14+15)まで

平成 26 年 12 月 6 日

五霞IC 料金所部

キ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(I-STA5+65)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(I-STA6+30)まで

平成 26 年 5 月 1 日

別 紙 1

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 27 年 3 月 29 日 (供用開始)

平成 27 年 10 月 31 日 (五霞インターチェンジ増設レーン供用開始)

平成 31 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

26, 528 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 26, 528 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

(茨城県猿島郡五霞町大字江川から茨城県つくば市新井まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 茨城県猿島郡五霞町大字江川 から
茨城県つくば市新井 まで

(ロ) 延 長 35.4 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

(ロ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
茨城県猿島郡五霞町大字江川 から 茨城県つくば市新井 まで	100	35.4	

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
茨城県猿島郡五霞町大字江川 から 茨城県つくば市新井 まで	2車線	4車線	

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 3.5 メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

— メートル (土工部)

— メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道4号	茨城県猿島郡 五霞町大字江川	立体接続	五霞インターチェンジ
一般国道354号	茨城県猿島郡 境町大字蛇池	立体接続	境古河インターチェンジ
主要地方道 結城岩井線	茨城県坂東市 富田	立体接続	坂東インターチェンジ
一般国道294号	茨城県常総市 三坂新田町	立体接続	常総インターチェンジ
県道 取手つくば線	茨城県つくば市 柳橋	立体接続	つくば中央インターチェンジ

(4) 工事予算

41, 533 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日

- イ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA16+91)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA17+13)まで
平成 26 年 10 月 30 日
- ロ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA17+13)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA19+34)まで
平成 26 年 11 月 11 日
- ハ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA19+34)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA23+00)まで
平成 26 年 11 月 11 日
- ニ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA23+00)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA26+60)まで
平成 26 年 12 月 2 日
- ホ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA26+60)から茨城県猿島郡五霞町大字山王山(STA30+20)まで
平成 26 年 12 月 11 日
- ヘ 茨城県猿島郡五霞町大字山王山(STA30+20)から茨城県猿島郡五霞町大字小福田(STA37+30)まで
平成 24 年 9 月 1 日
- ト 茨城県猿島郡五霞町大字小福田(STA37+30)から茨城県猿島郡五霞町大字大福田(STA41+90)まで
平成 26 年 11 月 1 日

別 紙 1

チ 茨城県猿島郡五霞町大字大福田(STA41+90)から茨城県猿島郡境町大字塚崎(STA50+25)まで
平成 26 年 9 月 1 日

リ 茨城県猿島郡境町大字塚崎(STA50+25)から茨城県猿島郡境町大字長井戸(STA79+72)まで
平成 24 年 9 月 1 日

ヌ 茨城県猿島郡境町大字長井戸(STA79+72)から茨城県猿島郡境町大字長井戸(STA80+40)まで
平成 25 年 2 月 1 日

ル 茨城県猿島郡境町大字長井戸(STA80+40)から茨城県猿島郡境町大字西泉田(STA88+80)まで
平成 24 年 9 月 1 日

ヲ - 1 - 1 - 1 茨城県猿島郡境町大字西泉田(STA88+80)から茨城県猿島郡境町大字西泉田(STA92+00)まで
平成 28 年 8 月 1 日

ヲ - 1 - 1 - 2 茨城県猿島郡境町大字西泉田(STA92+00)から茨城県猿島郡境町大字西泉田(STA93+23)まで
平成 28 年 3 月 1 日

ヲ - 1 - 1 - 3 茨城県猿島郡境町大字西泉田(STA93+23)から茨城県猿島郡境町大字西泉田(STA99+00)まで
平成 28 年 1 月 1 日

ヲ - 1 - 1 - 4 茨城県猿島郡境町大字西泉田(STA99+00)から茨城県猿島郡境町山崎(STA111+28)まで
平成 28 年 8 月 1 日

別 紙 1

ヲ - 1 - 2 茨城県猿島郡境町山崎 (STA111+28) から茨城県猿島郡境町山崎 (STA120+00) まで
平成 28 年 2 月 1 日

ヲ - 1 - 3 - 1 茨城県猿島郡境町山崎 (STA120+00) から茨城県坂東市菅谷 (STA129+03) まで
平成 28 年 3 月 1 日

ヲ - 1 - 3 - 2 茨城県坂東市菅谷 (STA129+03) から茨城県坂東市生子 (STA140+00) まで
平成 28 年 8 月 1 日

ヲ - 1 - 3 - 3 茨城県坂東市生子 (STA140+00) から茨城県坂東市生子 (STA156+60) まで
平成 28 年 1 月 1 日

ヲ - 1 - 4 茨城県坂東市生子 (STA156+60) から茨城県坂東市半谷 (STA159+11) まで
平成 28 年 2 月 1 日

ヲ - 1 - 5 - 1 茨城県坂東市半谷 (STA159+11) から茨城県坂東市富田 (STA162+80) まで
平成 28 年 8 月 1 日

ヲ - 1 - 5 - 2 茨城県坂東市富田 (STA162+80) から茨城県坂東市富田 (STA167+90) まで
平成 28 年 6 月 1 日

ヲ - 1 - 5 - 3 茨城県坂東市富田 (STA167+90) から茨城県坂東市富田 (STA172+45) まで
平成 28 年 4 月 1 日

別 紙 1

ヲ - 2 茨城県坂東市富田 (STA172+45) から茨城県坂東市弓田 (STA181+17) まで
平成 28 年 4 月 1 日

ヲ - 3 - 1 茨城県坂東市弓田 (STA181+17) から茨城県坂東市弓田 (STA182+22) まで
平成 28 年 6 月 1 日

ヲ - 3 - 2 茨城県坂東市弓田 (STA182+22) から茨城県坂東市弓田 (STA208+20) まで
平成 28 年 8 月 1 日

ヲ - 4 茨城県坂東市弓田 (STA208+20) から茨城県常総市大生郷町 (STA231+73) まで
平成 28 年 5 月 1 日

ヲ - 5 茨城県常総市大生郷町 (STA231+73) から茨城県常総市花島町 (STA251+16) まで
平成 28 年 8 月 1 日

ヲ - 6 茨城県常総市花島町 (STA251+16) から茨城県常総市三坂町 (STA266+19) まで
平成 28 年 5 月 1 日

ヲ - 7 茨城県常総市三坂町 (STA266+19) から茨城県常総市三坂町 (STA269+17) まで
平成 28 年 9 月 1 日

ヲ - 8 茨城県常総市三坂町 (STA269+17) から茨城県つくば市高良田元上新田 (STA292+93) まで
平成 28 年 5 月 1 日

別 紙 1

ヲ - 9 茨城県つくば市高良田元上新田 (STA292+93) から茨城県つくば市高須賀 (STA298+71) まで
平成 28 年 8 月 8 日

ヲ - 10 茨城県つくば市高須賀 (STA298+71) から茨城県つくば市高須賀 (STA302+38) まで
平成 28 年 6 月 1 日

ヲ - 11 茨城県つくば市高須賀 (STA302+38) から茨城県つくば市高須賀 (STA311+00) まで
平成 28 年 4 月 1 日

ヲ - 12 茨城県つくば市高須賀 (STA311+00) から茨城県つくば市島名 (STA343+77) まで
平成 28 年 8 月 8 日

ヲ - 13 茨城県つくば市島名 (STA343+77) から茨城県つくば市平 (STA352+40) まで
平成 28 年 5 月 1 日

ヲ - 14 茨城県つくば市平 (STA352+40) から茨城県つくば市大白碓 (STA354+00) まで
平成 28 年 8 月 8 日

ヲ - 15 茨城県つくば市大白碓 (STA354+00) から茨城県つくば市柳橋 (STA367+47) まで
平成 28 年 4 月 1 日

ヲ - 16 茨城県つくば市柳橋 (STA367+47) から茨城県つくば市新井 (STA371+21) まで
平成 28 年 8 月 8 日

別 紙 1

坂東IC ランプ部

ワ - 1 茨城県坂東市富田(C-ST A1+00)から茨城県坂東市富田(E-ST A0+35)まで
平成 27 年 7 月 10 日

ワ - 2 茨城県坂東市富田(A-ST A1+00)から茨城県坂東市富田(A-ST A4+02)まで
平成 28 年 4 月 1 日

ワ - 3 茨城県坂東市富田(B-ST A1+00)から茨城県坂東市弓田(B-ST A4+64)まで
平成 28 年 4 月 1 日

ワ - 4 茨城県坂東市富田(C-ST A1+00)から茨城県坂東市富田(C-ST A6+04)まで
平成 28 年 4 月 1 日

ワ - 5 茨城県坂東市富田(D-ST A1+00)から茨城県坂東市富田(D-ST A8+23)まで
平成 28 年 4 月 1 日

常総IC ランプ部

カ - 1 茨城県常総市三坂町(A-ST A0+55)から茨城県常総市三坂町(E-ST A0+25)まで
平成 27 年 7 月 1 日

カ - 2 茨城県常総市三坂町(A-ST A0+55)から茨城県常総市三坂町(A-ST A1+00)まで
平成 28 年 3 月 1 日

別 紙 1

常総IC ランプ部

- カ - 3 茨城県常総市三坂町(A-STA6+35)から茨城県常総市三坂町(A-STA6+90)まで
平成 28 年 5 月 1 日
- カ - 4 茨城県常総市三坂町(B-STA6+92)から茨城県常総市三坂新田町(B-STA8+12)まで
平成 28 年 5 月 1 日
- カ - 5 茨城県常総市三坂町(D-STA2+40)から茨城県常総市三坂町(D-STA5+68)まで
平成 28 年 5 月 1 日
- カ - 6 茨城県常総市三坂町(A-STA0+77)から茨城県常総市三坂町(A-STA6+35)まで
平成 28 年 9 月 1 日
- カ - 7 茨城県常総市三坂町(B-STA1+00)から茨城県常総市三坂町(B-STA6+92)まで
平成 28 年 9 月 1 日
- カ - 8 茨城県常総市三坂町(C-STA0+77)から茨城県常総市三坂町(C-STA4+31)まで
平成 28 年 9 月 1 日
- カ - 9 茨城県常総市三坂町(D-STA1+00)から茨城県常総市三坂町(D-STA2+40)まで
平成 28 年 9 月 1 日

別紙 1

つくば中央IC

ヨ - 1 茨城県つくば市新井(A-STAO+85)から茨城県つくば市新井(A-STA3+55)まで
平成 28 年 8 月 8 日

ヨ - 2 茨城県つくば市新井(D-STA1+50)から茨城県つくば市柳橋(D-STA7+79)まで
平成 28 年 8 月 8 日

・なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、
会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 27 年 3 月 29 日(五霞～境古河 供用開始)

平成 29 年 2 月 26 日(境古河～つくば中央 供用開始)

平成 35 年 3 月 30 日(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

44, 765 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 44, 765 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

(茨城県稲敷市沼田から千葉県成田市吉岡まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 茨城県稲敷市沼田 から
千葉県成田市吉岡 まで

(ロ) 延 長 20.3 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

(ロ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
茨城県稲敷市沼田	から	100	20.3	
千葉県成田市吉岡	まで			

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
茨城県稲敷市沼田	から	2車線	4車線	
千葉県成田市吉岡	まで			

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	稲敷～神崎 神崎～大栄 神崎～大栄
	2.30×1	2.30				
	2.50×1	2.50				
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.5	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.5	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 3.5 メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

- メートル (土工部)
- メートル (橋梁部)

別紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
主要地方道 江戸崎新利根線	茨城県稲敷市 沼田	立体接続	稲敷インターチェンジ
県道 江戸崎下総線	茨城県稲敷市 桑山	立体接続	稲敷東インターチェンジ
一般国道356号	千葉県香取郡 神崎町大字松崎	立体接続	神崎インターチェンジ
主要地方道 成田下総線	千葉県成田市 青山	立体接続	下総インターチェンジ
東関東自動車道 水戸線	千葉県成田市 吉岡	立体接続	大栄ジャンクション

(4) 工事予算

18,724 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日

- イ - 1 茨城県稲敷市沼田(STA195+40)から茨城県稲敷市沼田(STA203+05)まで
平成 25 年 10 月 1 日
- イ - 2 茨城県稲敷市沼田(STA203+05)から茨城県稲敷市沼田(STA205+45)まで
平成 25 年 7 月 1 日
- イ - 3 茨城県稲敷市沼田(STA205+45)から茨城県稲敷市沼田(STA208+55)まで
平成 25 年 4 月 1 日
- イ - 4 茨城県稲敷市沼田(STA208+55)から茨城県稲敷市沼田(STA209+75)まで
平成 25 年 8 月 1 日
- イ - 5 茨城県稲敷市沼田(STA209+75)から茨城県稲敷市沼田(STA210+75)まで
平成 25 年 10 月 1 日
- イ - 6 茨城県稲敷市沼田(STA210+75)から茨城県稲敷市江戸崎(STA211+95)まで
平成 25 年 8 月 1 日
- イ - 7 茨城県稲敷市江戸崎(STA211+95)から茨城県稲敷市江戸崎(STA213+20)まで
平成 26 年 3 月 1 日

別 紙 1

- イ - 8 茨城県稲敷市江戸崎(STA213+20)から茨城県稲敷市江戸崎(STA220+74)まで
平成 25 年 8 月 1 日
- イ - 9 茨城県稲敷市江戸崎(STA220+74)から茨城県稲敷市江戸崎(STA225+65)まで
平成 25 年 7 月 1 日
- イ - 10 茨城県稲敷市江戸崎(STA225+65)から茨城県稲敷市駒塚(STA233+35)まで
平成 25 年 4 月 1 日
- - 1 茨城県稲敷市駒塚(STA233+35)から茨城県稲敷市駒塚(STA233+85)まで
平成 25 年 11 月 1 日
- - 2 茨城県稲敷市駒塚(STA233+85)から茨城県稲敷市駒塚(STA236+00)まで
平成 26 年 3 月 1 日
- - 3 茨城県稲敷市駒塚(STA236+00)から茨城県稲敷市椎塚(STA237+82)まで
平成 25 年 9 月 1 日
- - 4 茨城県稲敷市椎塚(STA237+82)から茨城県稲敷市椎塚(STA242+85)まで
平成 25 年 10 月 1 日
- - 5 茨城県稲敷市椎塚(STA242+85)から茨城県稲敷市清水(STA247+10)まで
平成 26 年 3 月 1 日
- - 6 茨城県稲敷市清水(STA247+10)から茨城県稲敷市清水(STA248+89)まで
平成 25 年 11 月 1 日

別 紙 1

- - 7 茨城県稲敷市清水(STA248+89)から茨城県稲敷市清水(STA252+90)まで
平成 25 年 10 月 1 日

- ハ - 1 茨城県稲敷市清水(STA252+90)から茨城県稲敷市清水(STA265+45)まで
平成 25 年 10 月 1 日

- ハ - 2 茨城県稲敷市清水(STA265+45)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA4+65)まで
平成 25 年 4 月 1 日

- ニ - 3 千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA4+65)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA7+80)まで
平成 25 年 11 月 1 日

- ニ - 4 千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA7+80)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA12+60)まで
平成 26 年 7 月 17 日

- ニ - 5 千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA12+60)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA13+24)まで
平成 26 年 8 月 1 日

- ホ - 1 千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA13+24)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA13+55)まで
平成 26 年 9 月 1 日

- ホ - 2 千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA13+55)から千葉県成田市高(STA17+20)まで
平成 26 年 8 月 1 日

- ホ - 3 千葉県成田市高(STA17+20)から千葉県成田市高(STA17+80)まで
平成 26 年 10 月 1 日

別 紙 1

- ホ - 4 千葉県成田市高(STA17+80)から千葉県成田市高(STA19+40)まで
平成 26 年 8 月 1 日
- ホ - 5 千葉県成田市高(STA19+40)から千葉県成田市高(STA19+64)まで
平成 26 年 9 月 1 日
- ホ - 6 千葉県成田市高(STA19+64)から千葉県成田市高(STA20+24)まで
平成 26 年 8 月 18 日
- ホ - 7 千葉県成田市高(STA20+24)から千葉県成田市高(STA21+46)まで
平成 26 年 9 月 1 日
- ホ - 8 千葉県成田市高(STA21+46)から千葉県成田市高(STA22+02)まで
平成 26 年 11 月 10 日
- ホ - 9 千葉県成田市高(STA22+02)から千葉県成田市名木(STA24+35)まで
平成 26 年 9 月 15 日
- ホ - 10 千葉県成田市名木(STA24+35)から千葉県成田市名木(STA27+80)まで
平成 26 年 11 月 20 日
- ホ - 11 千葉県成田市名木(STA27+80)から千葉県成田市名木(STA31+20)まで
平成 26 年 12 月 1 日
- ホ - 12 千葉県成田市名木(STA31+20)から千葉県成田市名木(STA32+10)まで
平成 26 年 10 月 1 日

別 紙 1

ホ - 13 千葉県成田市名木(STA32+10)から千葉県成田市名木(STA35+50)まで
平成 26 年 9 月 1 日

ホ - 14 千葉県成田市名木(STA35+50)から千葉県成田市名木(STA37+60)まで
平成 26 年 11 月 20 日

ホ - 15 千葉県成田市名木(STA37+60)から千葉県成田市名木(STA39+00)まで
平成 26 年 12 月 1 日

ホ - 16 千葉県成田市名木(STA39+00)から千葉県成田市名木(STA41+83)まで
平成 26 年 11 月 10 日

ホ - 17 千葉県成田市名木(STA41+83)から千葉県成田市名木(STA45+40)まで
平成 26 年 9 月 1 日

へ - 1 千葉県成田市名木(STA45+40)から千葉県成田市倉水(STA59+20)まで
平成 26 年 9 月 1 日

へ - 2 千葉県成田市倉水(STA59+20)から千葉県成田市稲荷山(STA60+40)まで
平成 26 年 12 月 1 日

へ - 3 千葉県成田市稲荷山(STA60+40)から千葉県成田市稲荷山(STA63+00)まで
平成 26 年 11 月 10 日

へ - 4 千葉県成田市稲荷山(STA60+40)から千葉県成田市成井(STA63+80)まで
平成 26 年 10 月 1 日

別 紙 1

- へ - 5 千葉県成田市成井(STA63+80)から千葉県成田市成井(STA66+20)まで
平成 26 年 11 月 20 日
- へ - 6 千葉県成田市成井(STA66+20)から千葉県成田市成井(STA67+45)まで
平成 26 年 12 月 10 日
- へ - 7 千葉県成田市成井(STA67+45)から千葉県成田市成井(STA68+20)まで
平成 26 年 9 月 1 日
- へ - 8 千葉県成田市成井(STA68+20)から千葉県成田市成井(STA71+40)まで
平成 26 年 8 月 1 日
- へ - 9 千葉県成田市成井(STA71+40)から千葉県成田市成井(STA73+46)まで
平成 26 年 7 月 17 日
- へ - 10 千葉県成田市成井(STA73+46)から千葉県成田市芝(STA76+52)まで
平成 26 年 8 月 18 日
- へ - 11 千葉県成田市芝(STA76+52)から千葉県成田市芝(STA87+77)まで
平成 26 年 7 月 17 日
- へ - 12 千葉県成田市芝(STA87+77)から千葉県成田市芝(STA92+20)まで
平成 26 年 8 月 18 日
- へ - 13 千葉県成田市芝(STA92+20)から千葉県成田市吉岡(STA101+68)まで
平成 26 年 7 月 17 日

別 紙 1

へ - 14 千葉県成田市吉岡(STA101+68)から千葉県成田市吉岡(STA102+95)まで
平成 26 年 9 月 15 日

ト 千葉県成田市吉岡(STA102+95)から千葉県成田市吉岡(STA106+70)まで
平成 26 年 11 月 20 日

稲敷東IC

ハ 茨城県稲敷市清水(A-STA0+85)から茨城県稲敷市清水(E-STA0+55)まで

神崎IC

ニ - 1 千葉県香取郡神崎町大字松崎(C-STA2+22)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(E-STA0+50)まで
平成 25 年 1 月 21 日

ニ - 2 千葉県香取郡神崎町大字松崎(E-STA0+50)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(E-STA3+25)まで
平成 25 年 10 月 1 日

ニ - 3 千葉県香取郡神崎町大字松崎(B-STA2+22)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(B-STA7+06)まで
平成 26 年 7 月 17 日

ニ - 4 千葉県香取郡神崎町大字松崎(C1-STA2+22)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(C1-STA4+58)まで
平成 26 年 7 月 17 日

ニ - 5 千葉県香取郡神崎町大字松崎(C2-STA0+0)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(C2-STA3+20)まで
平成 26 年 7 月 17 日

ニ - 6 千葉県香取郡神崎町大字松崎(D-STA0+0)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(D-STA2+0)まで
平成 26 年 9 月 1 日

別 紙 1

下総IC

- へ - 1 千葉県成田市青山(C1-STA0+50)から千葉県成田市青山(E-STA0+71)まで
平成 26 年 7 月 17 日

- へ - 2 千葉県成田市青山(C1-STA0+50)から千葉県成田市青山(C1-STA1+91)まで
平成 26 年 9 月 1 日

- へ - 3 千葉県成田市青山(A-STA0+50)から千葉県成田市名木(A-STA4+25)まで
平成 26 年 9 月 1 日

- へ - 4 千葉県成田市青山(B-STA0+50)から千葉県成田市名木(B-STA4+96)まで
平成 26 年 9 月 1 日

- へ - 5 千葉県成田市青山(C2-STA1+91)から千葉県成田市名木(C2-STA4+97)まで
平成 26 年 9 月 1 日

- へ - 6 千葉県成田市青山(D-STA1+91)から千葉県成田市名木(D-STA5+86)まで
平成 26 年 9 月 1 日

- へ - 7 千葉県成田市青山(E-STA0+71)から千葉県成田市名木(E-STA1+91)まで
平成 27 年 1 月 1 日

別 紙 1

大栄JCT

ト - 1 千葉県成田市吉岡(B-STA2+10)から千葉県成田市吉岡(B-STA9+53)まで

平成 26 年 12 月 1 日

ト - 2 千葉県成田市吉岡(H-STA2+10)から千葉県成田市吉岡(H-STA7+48)まで

平成 26 年 12 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 26 年 4 月 12 日 (稲敷IC～神崎IC 供用開始)

平成 27 年 6 月 7 日 (神崎IC～大栄JCT 供用開始)

平成 31 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

20,362 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 20,362 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

関越自動車道新潟線

(東京都三鷹市北野から東京都練馬区大泉町まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

関越自動車道新潟線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 東京都三鷹市北野 から
東京都練馬区大泉町 まで

(ロ) 延 長 9.8 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 直轄事業と有料道路事業による事業方式

(ロ) 道路の区分 第 2 種 第 1 級(道路構造令)

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
東京都三鷹市北野	から	80	9.8	
東京都練馬区大泉町	まで			

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.25メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
東京都三鷹市北野	から	6車線	6車線	
東京都練馬区大泉町	まで			

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	—	—	2.50	0.75	3.25	
トンネル部分	—	—	2.50	0.75	3.25	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

- メートル (土工部)
- メートル (橋梁部)

別紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
中央自動車道富士吉田線	東京都三鷹市北野	立体接続 平面接続	中央ジャンクション(仮称) 本線
都道新宿国立線	東京都三鷹市牟礼	立体接続	東八道路インターチェンジ(仮称)
都道東京所沢線	東京都練馬区関町南	立体接続	青梅街道インターチェンジ(仮称)
都道練馬所沢線	東京都練馬区東大泉	立体接続	目白通りインターチェンジ(仮称)
東北縦貫自動車道弘前線	東京都練馬区大泉町	平面接続	本線
関越自動車道新潟線	東京都練馬区大泉町	立体接続	大泉ジャンクション

(4) 工事予算

476,402 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日

- イ 東京都三鷹市北野(STA.63+36)から東京都練馬区石神井台(STA.137+10)まで
平成 31 年 10 月 1 日
- ロ 東京都練馬区石神井台(STA.137+10)から東京都練馬区石神井町(STA.149+40)まで
平成 31 年 4 月 1 日
- ハ 東京都練馬区石神井町(STA.149+40)から東京都練馬区大泉町(STA.159+15)まで
平成 29 年 6 月 1 日
- ニ 東京都練馬区大泉町(STA.159+15)から東京都練馬区大泉町(STA.160+89)まで
平成 26 年 9 月 11 日

- ・ なお、直轄事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が直轄事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

519, 521 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 504, 659 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道45号(三陸縦貫自動車道(仙塩道路))

(宮城県仙台市宮城野区中野から宮城県宮城郡利府町春日まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道45号

(有料道路名 : 三陸縦貫自動車道(仙塩道路))

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 宮城県仙台市宮城野区中野 から
宮城県宮城郡利府町春日 まで

(ロ) 延 長 7.8 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

(ロ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
宮城県仙台市宮城野区中野 から 宮城県宮城郡利府町春日 まで	100	7.8	

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
宮城県仙台市宮城野区中野 から 宮城県宮城郡利府町春日 まで	4 車線	4 車線	4車線化

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

4.50 メートル (土工部)

4.50 メートル (橋梁部)

別 紙 1

(又) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
主要地方道泉塩釜線	宮城県多賀城市南宮	立体接続	多賀城インターチェンジ

(4) 工事予算

2,639 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

イ 宮城県仙台市宮城野区中野(No41+10.00) から 宮城県多賀城市市川多賀前(No159+1.00) まで
平成 27 年 4 月 17 日

ロ-1 宮城県多賀城市市川多賀前(No159+1.00) から 宮城県多賀城市南宮八幡(No168+0.00) まで
平成 27 年 9 月 1 日

ロ-2 宮城県多賀城市南宮八幡(No168+0.00) から 宮城県多賀城市南宮八幡(No180+18.00) まで
平成 27 年 7 月 1 日

別 紙 1

- ハ 宮城県多賀城市南宮八幡(No180+18.00) から 宮城県多賀城市市川中谷地(No214+3.60) まで
平成 27年 8月 1日
- ニ 宮城県多賀城市市川中谷地(No214+3.60) から 宮城県宮城郡利府町春日(No16+4.64) まで
平成 27年 4月 17日
- ホ 宮城県多賀城市南宮八幡(No.A 21+15.10) から 宮城県多賀城市南宮八幡(No.A 29+6.10) まで
平成 27年 9月 1日
- へ 宮城県多賀城市南宮八幡(No.B 26+5.46) から 宮城県多賀城市南宮八幡(No.B 33+11.46) まで
平成 27年 9月 1日
- ト 宮城県多賀城市南宮八幡(No.C 14+15.10) から 宮城県多賀城市南宮八幡(No.C 21+17.10) まで
平成 27年 5月 1日
- チ 宮城県多賀城市南宮八幡(No.D 16+5.98) から 宮城県多賀城市南宮八幡(No.D 20+17.98) まで
平成 27年 10月 1日
- リ 宮城県多賀城市南宮八幡 から 宮城県多賀城市南宮八幡 まで (ランプ土工部)
平成 27年 12月 10日
- ヌ 宮城県多賀城市南宮八幡 から 宮城県多賀城市南宮八幡 まで (料金所部)
平成 27年 5月 1日

・なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、
会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

別 紙 1

②工事の完成予定年月日 平成 28 年 1 月 13 日 (供用開始)
 平成 28 年 3 月 27 日 (供用開始)
 平成 30 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,884 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2,884 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

北関東自動車道（太田PA）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北関東自動車道

(2) 工事の箇所

群馬県太田市

(3) 工事予算

5,994 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 25 年 7 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 31 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

6,435 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 6,155 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

(神奈川県横浜市栄区田谷町から神奈川県藤沢市城南二丁目まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名 一般国道468号
(有料道路名：首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 神奈川県横浜市栄区田谷町 から
神奈川県藤沢市城南二丁目 まで

(ロ) 延 長 7.3 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

(ロ) 道路の区分 第1種第3級(道路構造令)

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
神奈川県横浜市栄区田谷町 から	80	7.3	
神奈川県藤沢市城南二丁目 まで			

別 紙 1

(二) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
神奈川県横浜市栄区田谷町 から 神奈川県藤沢市城南二丁目 まで	4車線	4車線	

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.5×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	2.50	0.75	3.25	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

別 紙 1

(チ) 付加車線の標準幅員 － メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

3.00メートル (土工部)

3.00メートル (橋梁部)

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道468号(横浜横須賀道路) 及び都市計画道路横浜藤沢線	神奈川県横浜市栄区田谷町	立体接続	栄インター・ジャンクション(仮称)
一般国道1号	神奈川県藤沢市城南二丁目	立体接続	藤沢インターチェンジ
一般国道1号(新湘南バイパス)	神奈川県藤沢市城南二丁目	平面接続	藤沢インターチェンジ

(4) 工事予算

14,645百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日

イ 神奈川県横浜市栄区田谷町(STA.00+73)から神奈川県藤沢市城南一丁目(STA.74+05)まで
平成 31 年 4 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手(予定)年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける(予定)年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

16,651 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 15,882 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

(千葉県成田市吉岡から千葉県山武市松尾町谷津まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名 一般国道468号
(有料道路名：首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 千葉県成田市吉岡 から
千葉県山武市松尾町谷津 まで

(ロ) 延 長 18.5 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

(ロ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
千葉県成田市吉岡 から 千葉県山武市松尾町谷津 まで	100	18.5	

別 紙 1

(二) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(へ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
千葉県成田市吉岡 から 千葉県山武市松尾町谷津 まで	2車線	4車線	

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	1.00×2	2.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	2.50	0.75	3.25	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

別 紙 1

(チ) 付加車線の標準幅員 3.5メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

- メートル (土工部)
- メートル (橋梁部)

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
東関東自動車道水戸線	千葉県成田市 吉岡	立体接続	大栄ジャンクション
県道成田小見川鹿島港線	千葉県成田市 川上	立体接続	(主)成田小見川鹿島港線 インターチェンジ(仮称)
一般国道296号	千葉県香取郡 多古町喜多	立体接続	国道296号インターチェンジ(仮称)
一般国道126号(銚子連絡道路) 及び県道成田松尾線	千葉県山武市 松尾町谷津	立体接続	松尾横芝インターチェンジ
一般国道126号(千葉東金道路)	千葉県山武市 松尾町谷津	平面接続	松尾横芝インターチェンジ

(4) 工事予算

53,590 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日

イ 千葉県成田市吉岡(STA.0+00)から千葉県山武市松尾町谷津(STA.184+90)まで
平成 31 年 4 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手(予定)年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける(予定)年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 37 年 3 月 31 日

別 紙 1

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

64,631 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 61,646 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

北海道縦貫自動車道函館名寄線（土別剣淵IC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道縦貫自動車道函館名寄線

(2) 工事の箇所

北海道士別市南町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
道道士別剣淵インター線	北海道士別市南町及び 北海道上川郡剣淵町	立体接続	士別剣淵インターチェンジ

別 紙 1

(4) 工事予算

259 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 26 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 38 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

291 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 278 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

日本海沿岸東北自動車道(酒田みなとIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

日本海沿岸東北自動車道

(2) 工事の箇所

山形県酒田市藤塚字ふけ田

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
主要地方道酒田八幡線	山形県酒田市 藤塚字南割	立体接続	酒田みなとインターチェンジ
日本海沿岸東北自動車道	山形県酒田市 藤塚字ふけ田	平面接続	本線 (新直轄)

(4) 工事予算

1,632 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 26 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 31 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,805 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,745 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

常磐自動車道 (いわき小名浜IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

福島県いわき市山田町長沢

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備考
小名浜道路 (県道いわき上三坂小野線)	福島県いわき市 山田町長沢	立体接続	いわき小名浜インターチェンジ (仮称)

(4) 工事予算

1,317 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 26 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 34 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,512 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,442 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道13号(米沢南陽道路)(米沢北IC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道13号

(有料道路名 : 米沢南陽道路)

(2) 工事の箇所

山形県米沢市窪田町

別 紙 1

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
国道121号	山形県米沢市窪田町	立体接続	米沢北インターチェンジ
東北中央自動車道相馬尾花沢線	山形県米沢市窪田町	平面接続	本線 (新直轄)

(4) 工事予算

678 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日

イ 山形県米沢市窪田町小瀬(STA 356 + 30.00)から山形県米沢市窪田町小瀬(STA 357+00.00)まで
平成 28 年 10 月 1 日

ロ 山形県米沢市窪田町小瀬(STA 357+00.00)から山形県米沢市窪田町小瀬(STA 358+39.00)まで
平成 29 年 4 月 15 日

別 紙 1

- ハ 山形県米沢市窪田町小瀬(STA 358+39.00)から山形県米沢市窪田町小瀬(STA 358+59.00)まで
平成 28 年 10 月 1 日
- ニ 山形県米沢市窪田町小瀬(STA 358+59.00)から山形県米沢市窪田町小瀬(STA 360+33.42)まで
平成 29 年 4 月 15 日
- ホ 山形県米沢市窪田町小瀬(C1-STA 1+3.62)から山形県米沢市窪田町小瀬(C1-STA 1+50.00)まで
平成 29 年 4 月 15 日
- へ 山形県米沢市窪田町小瀬(C1-STA 1+50.00)から山形県米沢市窪田町小瀬(C1-STA 6+25.00)まで
平成 28 年 10 月 1 日

・なお、工事の着手予定年月日とは、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

- ②工事の完成予定年月日 平成 29 年 11 月 4 日 (供用開始)
平成 31 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

750 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 717 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東北縦貫自動車道 弘前線 (平泉スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道 弘前線

(2) 工事の箇所

岩手県西磐井郡平泉町字祇園

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
町道 祇園線	岩手県西磐井郡平泉町字 祇園	立体接続	平泉スマートインターチェンジ

別 紙 1

(4) 工事予算

3,056 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 26 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3,326 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東北縦貫自動車道 八戸線 (八戸西スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道 八戸線

(2) 工事の箇所

青森県八戸市大字尻内町字根岸

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道 新川添線(上り線) 及び市道 畑田線(下り線)	青森県八戸市大字尻内町 字新川添及び畑田	立体接続	八戸西スマートインターチェンジ

別 紙 1

(4) 工事予算

2,637 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 26 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 31 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,794 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東北横断自動車道 釜石秋田線（横手北スマートIC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北横断自動車道 釜石秋田線

(2) 工事の箇所

秋田県横手市猪岡字竜ノ末

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道 横手北スマートインター線	秋田県横手市猪岡字水越	立体接続	横手北スマートインターチェンジ

別 紙 1

(4) 工事予算

2,629 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 26 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 31 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,779 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東北横断自動車道 いわき新潟線 (田村中央スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北横断自動車道 いわき新潟線

(2) 工事の箇所

福島県田村市大越町牧野

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道 堀之内線	福島県田村市大越町牧野	立体接続	田村中央スマートインターチェンジ(仮称)

別 紙 1

(4) 工事予算

2,246 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 26 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 31 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,378 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

常磐自動車道（水戸北スマートIC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

茨城県水戸市飯富町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道水戸北スマートインター1号 線(仮称)及び市道水戸北スマー トインター2号線(仮称)	茨城県水戸市飯富町	立体接続	水戸北スマートインターチェンジ

別 紙 1

(4) 工事予算

1,399 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 26 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 31 年 9 月 30 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,519 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

常磐自動車道(ならばスマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

福島県双葉郡檜葉町大字大谷

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備考
町道 ならはスマートインター線	福島県双葉郡檜葉町大字 大谷	立体接続	ならはスマートインターチェンジ

別 紙 1

(4) 工事予算

2,432 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 26 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 31 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,581 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東北縦貫自動車道弘前線（福島北JCT）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道弘前線

(2) 工事の箇所

福島県伊達郡桑折町大字松原

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道115号(東北中央自動車道) 相馬福島道路	福島県伊達郡桑折町 大字松原	立体接続	福島北ジャンクション (仮称)

(4) 工事予算

5,296 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 平成 27 年 9 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 32 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

5,955 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 5,729 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

常磐自動車道（大熊IC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

福島県双葉郡大熊町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
町道西20号線	福島県双葉郡大熊町	立体接続	大熊インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

2,531 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 平成 27 年 9 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 31 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,697 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2,571 百万円)(消費税込み)

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故における原子力災害により設定された帰還困難区域における施工のため、工事に要する費用への影響が確認された場合は、必要な措置を相互に確認し、対処するものとする。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

常磐自動車道(双葉IC)に関する
工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

福島県双葉郡双葉町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備考
町道双葉インター線	福島県双葉郡双葉町	立体接続	双葉インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

2,695 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 平成 27 年 9 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 32 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,893 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2,820 百万円)(消費税込み)

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故における原子力災害により設定された帰還困難区域における施工のため、工事に要する費用への影響が確認された場合は、必要な措置を相互に確認し、対処するものとする。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東北縦貫自動車道弘前線（大谷スマートIC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道弘前線

(2) 工事の箇所

栃木県宇都宮市宝木町及び駒生町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道大谷スマートインター1号線 及び市道大谷スマートインター2 号線	栃木県宇都宮市宝木町及 び駒生町	立体接続	大谷スマートインターチェンジ(仮 称)

別 紙 1

(4) 工事予算

3,740 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 平成 27 年 9 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3,996 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

関越自動車道新潟線（三芳スマートIC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

関越自動車道新潟線

(2) 工事の箇所

埼玉県入間郡三芳町上富

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備考
町道幹線3号線及び町道上富69号線	埼玉県入間郡三芳町上富	立体接続	三芳スマートインターチェンジ

別 紙 1

(4) 工事予算

1, 048 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 平成 27 年 9 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 31 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 104 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 一 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道16号(横浜横須賀道路)(横須賀PAスマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道16号

(有料道路名:横浜横須賀道路)

(2) 工事の箇所

神奈川県横須賀市平作

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道7566号坂本芦名線	神奈川県横須賀市平作	立体接続	横須賀PAスマートインターチェンジ(仮称)

別 紙 1

(4) 工事予算

1,084 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 平成 27 年 9 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,163 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 一 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線(京葉JCT)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

千葉県市川市稲荷木

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道14号 (京葉道路)	千葉県市川市 稲荷木	立体接続	京葉ジャンクション

(4) 工事予算

32,814 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 平成 28 年 3 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 35 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

37,996 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 36,191 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

常磐自動車道

(福島県いわき市好間町から福島県双葉郡広野町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 福島県いわき市好間町 から
福島県双葉郡広野町 まで

(ロ) 延 長 26.6 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福島県いわき市好間町 から 福島県双葉郡広野町 まで	100	26.6	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
福島県いわき市好間町 から 福島県双葉郡広野町 まで	4車線	4車線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4. 50 メートル(土工部)

4. 50 メートル(橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

90, 000 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 28 年 7 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

101,053 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 96,964 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

常磐自動車道

(宮城県亶理郡山元町大平から宮城県亶理郡亶理町逢隈まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 宮城県亶理郡山元町大平 から
宮城県亶理郡亶理町逢隈 まで

(ロ) 延 長 11.5 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
宮城県亶理郡山元町大平 から 宮城県亶理郡亶理町逢隈 まで	100	11.5	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ニ) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
宮城県亘理郡山元町大平 から 宮城県亘理郡亘理町逢隈 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4. 50 メートル(土工部)

4. 50 メートル(橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

28, 000 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 28 年 7 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

33, 511 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 32, 225 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道6号(仙台東部道路)

(宮城県亶理郡亶理町逢隈から宮城県岩沼市押分まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道6号

(有料道路名 : 仙台東部道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 宮城県亶理郡亶理町逢隈 から
宮城県岩沼市押分 まで

(ロ) 延 長 2.2 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 有料道路事業

(ロ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
宮城県亘理郡亘理町逢隈 から 宮城県岩沼市押分 まで	100	2.2	

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
宮城県亘理郡亘理町逢隈 から 宮城県岩沼市押分 まで	4車線	4車線	4車線化

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 - メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

4.50 メートル(土工部)

4.50 メートル(橋梁部)

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

別 紙 1

(4) 工事予算

12,000 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 28 年 7 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

14,197 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 13,626 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

北海道縦貫自動車道函館名寄線（苫小牧中央IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道縦貫自動車道函館名寄線

(2) 工事の箇所

北海道苫小牧市字高丘

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備考
道道 苫小牧中央インター線	北海道苫小牧市 字高丘	立体接続	苫小牧中央インターチェンジ (仮称)

(4) 工事予算

1, 508 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 28 年 7 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 787 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 705 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東北縦貫自動車道 弘前線（都賀西方スマートIC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道 弘前線

(2) 工事の箇所

栃木県栃木市都賀町及び西方町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道都賀西方スマートインター1 号線及び市道都賀西方スマートイ ンター2号線	栃木県栃木市都賀町及び 西方町	立体接続	都賀西方スマートインターチェンジ (仮称)

別 紙 1

(4) 工事予算

1, 240 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 28 年 7 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 422 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東北縦貫自動車道 弘前線（矢板北スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道 弘前線

(2) 工事の箇所

栃木県矢板市下太田地内及び長井地内

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道矢板北スマートインター1号 線及び市道矢板北スマートイン ター2号線	栃木県矢板市下太田地内 及び長井地内	立体接続	矢板北スマートインターチェンジ (仮称)

別 紙 1

(4) 工事予算

796 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 28 年 7 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

936 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線

(茨城県潮来市延方から茨城県鉾田市秋山まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 茨城県潮来市延方 から
茨城県銚田市秋山 まで

(ロ) 延 長 30.9 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 直轄事業と有料道路事業による事業方式

(ロ) 道路の区分 第1種第3級(道路構造令)

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
茨城県潮来市延方	から	80	30.9	
茨城県銚田市秋山	まで			

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
茨城県潮来市延方	から	2 車線	4 車線	
茨城県銚田市秋山	まで			

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.0	—	—	—	
トンネル部分	0.75×2	1.5	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.0	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.5	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 3.5 メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

- メートル (土工部)
- メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道水戸神栖線及び 市道(潮)1級13号線	茨城県潮来市 延方	立体接続	潮来インターチェンジ
市道麻生1-17号	茨城県行方市 石神	立体接続	麻生インターチェンジ(仮称)
一般国道354号	茨城県行方市 両宿	立体接続	北浦インターチェンジ(仮称)
県道鉾田茨城線	茨城県鉾田市 飯名	立体接続	鉾田インターチェンジ

(4) 工事予算

16,735 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 平成 29 年 7 月 1 日

- ・ なお、直轄事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、
会社が直轄事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいい、茨城県潮来市延方(STA-1-8.1)から
茨城県銚田市塔ヶ崎(STA286+4.0)は、平成35年 4月 1日までに着手するものとする

②工事の完成予定年月日 平成 37 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

21, 162 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 20, 062 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東北縦貫自動車道 弘前線(菅生スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道 弘前線

(2) 工事の箇所

宮城県柴田郡村田町菅生

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
主要地方道 仙台村田線	宮城県柴田郡村田町菅生	立体接続	菅生スマートインターチェンジ(仮称)

別 紙 1

(4) 工事予算

2,103 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 29 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 35 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,726 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

関越自動車道上越線（甘楽PAスマートIC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

関越自動車道 上越線

(2) 工事の箇所

群馬県甘楽郡甘楽町大字白倉及び天引

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
町道 甘楽PAスマートIC線	群馬県甘楽郡甘楽町大字 白倉及び天引	立体接続	甘楽PAスマートインターチェンジ (仮称)

別 紙 1

(4) 工事予算

974 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 29 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 35 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 274 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

北関東自動車道（出流原PAスマートIC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

北関東自動車道

(2) 工事の箇所

栃木県佐野市出流原町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道出流原PAスマートインター 線(西行き)及び市道出流原PAス martインター線(東行き)	栃木県佐野市出流原町	立体接続	出流原PAスマートインターチェン ジ(仮称)

別 紙 1

(4) 工事予算

1,335 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 29 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 34 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,684 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道) (つくばスマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の箇所

茨城県つくば市島名

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道つくばスマートICアクセス1号 線及び市道つくばスマートICアク セス2号線	茨城県つくば市島名	立体接続	つくばスマートインターチェンジ (仮称)

(4) 工事予算

1, 908 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 29 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 34 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 440 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

(埼玉県久喜市大字下早見から千葉県成田市吉岡まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 埼玉県久喜市大字下早見 から
千葉県成田市吉岡 まで

(ロ) 延 長 92.2 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般道路事業と有料道路事業による事業方式

(ロ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
埼玉県久喜市大字下早見 から 千葉県成田市吉岡 まで	100	92.2	

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
埼玉県久喜市大字下早見 から 千葉県成田市吉岡 まで	4 車線	4 車線	4車線化

別紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

設計区間	構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
		左側	計	左側	右側	計	
埼玉県久喜市 大字下早見 から 千葉県 成田市吉岡 まで	土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
	トンネル部分	—	—	—	—	—	
	橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
	橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員

— メートル

別紙 1

(リ) 中央帯の標準幅員

設計区間	幅員	摘要
埼玉県久喜市大字下早見 から	3.00メートル(土工部)	
千葉県成田市吉岡 まで	3.50メートル(橋梁部)	

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備考
—	—	—	

(4) 工事予算

381,666 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日 平成 30 年 5 月 1 日
- ②工事の完成予定年月日 平成 37 年 3 月 31 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手(予定)年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける(予定)年月日をいう。

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

450, 990 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 429, 342 百万円)(消費税込み)

別紙 3 を次のとおり改める。

別紙 3

(協定第5条第2項関連)
(機構法第13条第1項第4号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 1 8	24,213百万円
H 1 9	25,071百万円
H 2 0	24,580百万円
H 2 1	37,064百万円
H 2 2	50,385百万円
H 2 3	34,989百万円
H 2 4	33,071百万円
H 2 5	41,256百万円
H 2 6	68,784百万円
H 2 7	95,856百万円
H 2 8	88,927百万円
H 2 9	105,896百万円
H 3 0	148,183百万円
H 3 1	116,842百万円
H 3 2	201,396百万円
H 3 3	130,469百万円
H 3 4	51,186百万円
H 3 5	66,056百万円
H 3 6	51,701百万円
H 3 7	51,829百万円
H 3 8	52,628百万円
H 3 9	52,883百万円
H 4 0	52,998百万円
H 4 1	53,301百万円
H 4 2	191,721百万円
H 4 3	54,082百万円
H 4 4	54,500百万円
H 4 5	53,513百万円
H 4 6	54,414百万円
H 4 7	53,146百万円
H 4 8	53,739百万円
H 4 9	54,002百万円
H 5 0	53,058百万円
H 5 1	52,906百万円
H 5 2	52,912百万円
H 5 3	52,895百万円
H 5 4	53,298百万円
H 5 5	53,232百万円
H 5 6	52,395百万円
H 5 7	51,701百万円
H 5 8	51,680百万円
H 5 9	51,616百万円
H 6 0	52,530百万円
H 6 1	51,272百万円
H 6 2	51,699百万円
H 6 3	51,813百万円
H 6 4	51,813百万円
H 6 5	51,813百万円
H 6 6	51,813百万円
H 6 7	51,813百万円
H 6 8	51,813百万円
H 6 9	51,813百万円
H 7 0	51,813百万円
H 7 1	48,465百万円

(注1) 平成18年度から平成28年度までは実績値を、平成29年度は実績見込値を記載している。

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

別紙 4 を次のとおり改める。

別紙 4

(協定第6条第1項関連)
(機構法第13条第1項第5号に定める協定記載事項)

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

債務引受限度額	86,358百万円
---------	-----------

別紙5を次のとおり改める。

別紙5

(協定第7条第1項関連)
(機構法第13条第1項第6号に定める協定記載事項)

無利子貸付けの貸付計画

東日本高速道路株式会社に対する無利子貸付けの貸付計画

年度	無利子貸付計画額
H26	9百万円
H27	214百万円
H28	671百万円
H29	1,455百万円
H30	2,640百万円
H31	1,020百万円
H32	4,474百万円
H33	882百万円
H34	892百万円
H35	0百万円
H36	0百万円
H37	0百万円
H38	0百万円
H39	0百万円
H40	0百万円
H41	0百万円
H42	0百万円
H43	0百万円
H44	0百万円
H45	0百万円
H46	0百万円
H47	0百万円
H48	0百万円
H49	0百万円
H50	0百万円
H51	0百万円
H52	0百万円
H53	0百万円
H54	0百万円
H55	0百万円
H56	0百万円
H57	0百万円
H58	0百万円
H59	0百万円
H60	0百万円
H61	0百万円
H62	0百万円
H63	0百万円
H64	0百万円
H65	0百万円
H66	0百万円
H67	0百万円
H68	0百万円
H69	0百万円
H70	0百万円
H71	0百万円

(注1) 平成18年度から平成28年度までは実績値を、平成29年度は実績見込値を記載している。

別紙 6 を次のとおり改める。

(協定第9条第1項関連)
(機構法第13条第1項第7号に定める協定記載事項)

道路資産の貸付料の額

東日本高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

(消費税込み)

年度	貸付料				
		うち土地・家屋分	うち構造物等分		
			うち盛土・切土・のり面構築物等分	うち橋梁・トンネル等分	
H18	(551,875百万円) 551,875百万円	(63,667百万円) 47,550百万円	(379,925百万円) 391,645百万円	(127,702百万円) 111,107百万円	(252,223百万円) 280,538百万円
H19	(559,192百万円) 558,180百万円	(67,965百万円) 51,619百万円	(405,577百万円) 425,162百万円	(136,324百万円) 120,616百万円	(269,253百万円) 304,546百万円
H20	(555,373百万円) 522,469百万円	(68,941百万円) 49,115百万円	(411,402百万円) 404,532百万円	(138,282百万円) 114,763百万円	(273,120百万円) 289,769百万円
H21	(449,377百万円) 420,422百万円	(55,670百万円) 39,424百万円	(332,204百万円) 324,717百万円	(111,662百万円) 92,120百万円	(220,542百万円) 232,597百万円
H22	(447,103百万円) 414,736百万円	(54,937百万円) 34,125百万円	(327,833百万円) 281,068百万円	(110,193百万円) 79,737百万円	(217,640百万円) 201,331百万円
H23	(436,821百万円) 400,681百万円	(39,902百万円) 36,286百万円	(328,653百万円) 298,870百万円	(93,237百万円) 84,788百万円	(235,416百万円) 214,082百万円
H24	(429,007百万円) 471,361百万円	(38,674百万円) 42,912百万円	(318,541百万円) 353,445百万円	(90,368百万円) 100,270百万円	(228,173百万円) 253,175百万円
H25	(430,686百万円) 484,935百万円	(32,447百万円) 41,206百万円	(267,253百万円) 339,394百万円	(75,818百万円) 96,284百万円	(191,435百万円) 243,110百万円
H26	(516,202百万円) 605,006百万円	(38,687百万円) 50,781百万円	(318,649百万円) 418,260百万円	(90,399百万円) 118,658百万円	(228,250百万円) 299,602百万円
H27	(518,644百万円) 628,371百万円	(39,437百万円) 53,140百万円	(324,824百万円) 437,691百万円	(92,151百万円) 124,170百万円	(232,673百万円) 313,521百万円
H28	(566,074百万円) 626,183百万円	(40,169百万円) 53,492百万円	(330,850百万円) 440,591百万円	(93,860百万円) 124,993百万円	(236,990百万円) 315,598百万円
H29	(596,278百万円) 622,953百万円	(35,238百万円) 50,750百万円	(290,238百万円) 418,002百万円	(82,339百万円) 118,585百万円	(207,899百万円) 299,417百万円
H30	547,466百万円	24,581百万円	202,465百万円	57,438百万円	145,027百万円
H31	561,441百万円	37,456百万円	308,502百万円	87,520百万円	220,982百万円
H32	562,318百万円	27,045百万円	222,755百万円	63,194百万円	159,561百万円
H33	583,923百万円	36,240百万円	298,488百万円	84,679百万円	213,809百万円
H34	581,687百万円	44,980百万円	370,475百万円	105,102百万円	265,373百万円
H35	581,077百万円	44,533百万円	366,793百万円	104,057百万円	262,736百万円
H36	588,963百万円	46,096百万円	379,667百万円	107,709百万円	271,958百万円
H37	593,873百万円	46,298百万円	381,334百万円	108,182百万円	273,152百万円
H38	600,422百万円	46,950百万円	386,702百万円	109,705百万円	276,997百万円
H39	603,082百万円	47,613百万円	392,166百万円	111,255百万円	280,911百万円
H40	602,907百万円	48,170百万円	396,754百万円	112,557百万円	284,197百万円
H41	604,872百万円	49,040百万円	403,921百万円	114,590百万円	289,331百万円
H42	604,534百万円	41,225百万円	339,548百万円	96,328百万円	243,220百万円
H43	597,585百万円	54,301百万円	447,248百万円	126,882百万円	320,366百万円
H44	588,278百万円	53,328百万円	439,233百万円	124,608百万円	314,625百万円
H45	582,171百万円	52,815百万円	435,015百万円	123,411百万円	311,604百万円
H46	573,796百万円	51,887百万円	427,369百万円	121,242百万円	306,127百万円
H47	566,615百万円	51,296百万円	422,497百万円	119,860百万円	302,637百万円
H48	557,216百万円	50,296百万円	414,262百万円	117,524百万円	296,738百万円
H49	548,999百万円	49,447百万円	407,274百万円	115,541百万円	291,733百万円
H50	540,837百万円	48,725百万円	401,326百万円	113,854百万円	287,472百万円
H51	534,520百万円	48,108百万円	396,244百万円	112,412百万円	283,832百万円
H52	523,455百万円	47,001百万円	387,122百万円	109,824百万円	277,298百万円
H53	516,246百万円	46,281百万円	381,195百万円	108,143百万円	273,052百万円
H54	508,106百万円	45,426百万円	374,156百万円	106,146百万円	268,010百万円
H55	501,718百万円	44,794百万円	368,945百万円	104,667百万円	264,278百万円
H56	491,738百万円	43,879百万円	361,410百万円	102,530百万円	258,880百万円
H57	482,550百万円	43,029百万円	354,410百万円	100,544百万円	253,866百万円
H58	475,306百万円	42,306百万円	348,457百万円	98,855百万円	249,602百万円
H59	468,858百万円	41,668百万円	343,197百万円	97,363百万円	245,834百万円
H60	458,955百万円	40,585百万円	334,282百万円	94,834百万円	239,448百万円
H61	450,796百万円	39,895百万円	328,595百万円	93,220百万円	235,375百万円
H62	441,583百万円	38,931百万円	320,652百万円	90,967百万円	229,685百万円
H63	436,513百万円	38,412百万円	316,380百万円	89,755百万円	226,625百万円
H64	426,712百万円	37,431百万円	308,303百万円	87,464百万円	220,839百万円
H65	418,458百万円	36,605百万円	301,500百万円	85,534百万円	215,966百万円
H66	410,639百万円	35,823百万円	295,056百万円	83,706百万円	211,350百万円
H67	403,107百万円	35,069百万円	288,850百万円	81,945百万円	206,905百万円
H68	394,651百万円	34,223百万円	281,881百万円	79,968百万円	201,913百万円
H69	386,590百万円	33,417百万円	275,239百万円	78,084百万円	197,155百万円
H70	378,338百万円	32,591百万円	268,438百万円	76,154百万円	192,284百万円
H71	300,168百万円	25,110百万円	206,817百万円	58,673百万円	148,144百万円

(注1) 平成18年度から平成28年度までの上段()内は計画値、下段は実績値を、平成29年度の上段()内は計画値、下段は実績見込値を記載している。

別紙 7 を次のとおり改める。

別紙 7

(協定第10条第1項関連)

計画料金収入の額

東日本高速道路株式会社における計画料金収入

(消費税込み)

年度	計画料金収入
H 1 8	(709, 612百万円) 711, 810百万円
H 1 9	(722, 190百万円) 713, 956百万円
H 2 0	(719, 683百万円) 679, 582百万円
H 2 1	(613, 220百万円) 578, 132百万円
H 2 2	(621, 266百万円) 582, 686百万円
H 2 3	(607, 061百万円) 564, 850百万円
H 2 4	(604, 468百万円) 652, 866百万円
H 2 5	(607, 533百万円) 667, 857百万円
H 2 6	(700, 369百万円) 796, 177百万円
H 2 7	(710, 760百万円) 827, 595百万円
H 2 8	(778, 089百万円) 845, 979百万円
H 2 9	(800, 738百万円) 835, 420百万円
H 3 0	754, 151百万円
H 3 1	773, 067百万円
H 3 2	776, 199百万円
H 3 3	789, 916百万円
H 3 4	794, 162百万円
H 3 5	794, 864百万円
H 3 6	802, 739百万円
H 3 7	808, 203百万円
H 3 8	813, 195百万円
H 3 9	815, 594百万円
H 4 0	814, 641百万円
H 4 1	815, 824百万円
H 4 2	815, 973百万円
H 4 3	807, 880百万円
H 4 4	797, 854百万円
H 4 5	790, 970百万円
H 4 6	782, 484百万円
H 4 7	776, 109百万円
H 4 8	765, 513百万円
H 4 9	757, 026百万円
H 5 0	748, 538百万円
H 5 1	742, 070百万円
H 5 2	731, 565百万円
H 5 3	723, 078百万円
H 5 4	714, 592百万円
H 5 5	708, 030百万円
H 5 6	697, 620百万円
H 5 7	689, 134百万円
H 5 8	680, 645百万円
H 5 9	673, 992百万円
H 6 0	663, 672百万円
H 6 1	655, 186百万円
H 6 2	646, 700百万円
H 6 3	640, 362百万円
H 6 4	630, 545百万円
H 6 5	622, 467百万円
H 6 6	614, 388百万円
H 6 7	607, 962百万円
H 6 8	598, 233百万円
H 6 9	590, 155百万円
H 7 0	582, 077百万円
H 7 1	538, 498百万円

(注1) 平成18年度から平成28年度までの上段()内は計画値、下段は実績値を、平成29年度の上段()内は計画値、下段は実績見込値を記載している。

別紙 8 を次のとおり改める。

別紙 8 中、1. (1) ①ハ (ロ) 及び (ハ) のうち、「供用する日の前日」を「供用する日」に改める。

別紙 8 中、1. (1) ⑤イ (ロ) のうち、「北海道横断自動車道黒松内北見線の小樽インターチェンジ」を「北海道横断自動車道黒松内釧路線の余市インターチェンジ」に改める。

別紙 8 中、1. (2) ②ロ (イ) を次のとおり改める。

(イ) 車両単位割引

イ) 高速国道

コーポレート契約に基づく利用者の自動車 1 台毎の月間利用額（中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社（以下「2 会社」という。）が管理する高速自動車国道における自動車 1 台毎の月間利用額と合算して計算する。）に対し、次表の割引率を適用する。

月間利用額	割引率
5 千円を超え、1 万円までの部分	10 パーセント
1 万円を超え、3 万円までの部分	20 パーセント
3 万円を超える部分	30 パーセント

ただし、平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間（平成 29 年 1 月 1 日から東日本高速道路株式会社が別に定める日の前日までの間は ETC 2.0 車に、東日本高速道路株式会社が別に定める日から平成 31 年 3 月 31 日までの間は、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 58 条に定める自動車検査証において道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 35 条の 3 第 1 項第 13 号について事業用と区別又は道路運送車両法施行規則第 63 条の 2 に定める軽自動車届出済証において事業用と区別されている ETC 2.0 車（以下「事業用 ETC 2.0 車」という。）に限る。）については、次表の割引率を適用する。

月間利用額	割引率
5 千円を超え、1 万円までの部分	20 パーセント
1 万円を超え、3 万円までの部分	30 パーセント
3 万円を超える部分	40 パーセント

ロ) 京葉道路、東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間、首都圏中央連絡自動車道等（横浜市金沢区から横浜市戸塚区まで）及び首都圏中央連絡自動車道等（あきる野市から木更津市まで）

コーポレート契約に基づく利用者の自動車 1 台毎の月間利用額（中日本高速道路株式会社が管理する一般国道 1 号（新湘南バイパス）及び一般国道 468 号（首都圏中央連絡自動車道）（茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで及び海老名市中新田からあきる野市まで（あきる野インターチェンジを含まない。））（以下「新湘南バイパス等」という。）における自動車 1 台毎の月間利用額と合算して計算する。）に対し、次表の割引率を適用する。

月間利用額	割引率
5千円を超え、1万円までの部分	10パーセント
1万円を超え、3万円までの部分	20パーセント
3万円を超える部分	30パーセント

ただし、京葉道路及び東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの間（平成29年1月1日から東日本高速道路株式会社が別に定める日の前日までの間はETC2.0車に、東日本高速道路株式会社が別に定める日から平成31年3月31日までの間は事業用ETC2.0車に限る。）、首都圏中央連絡自動車道等（横浜市金沢区から横浜市戸塚区まで）及び首都圏中央連絡自動車道等（あきる野市から木更津市まで）は、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの間（東日本高速道路株式会社が別に定める日から平成31年3月31日までの間は事業用ETC2.0車に限る。）について、次表の割引率を適用する。

月間利用額	割引率
5千円を超え、1万円までの部分	20パーセント
1万円を超え、3万円までの部分	30パーセント
3万円を超える部分	40パーセント

別紙8中、1. (2) ⑥イのうち、「休日（1月2日及び1月3日を含む。）」を「休日、1月2日及び1月3日（ただし、平成30年8月6日から同年8月17日、平成30年12月31日から平成31年1月1日、及び平成31年4月22日から同年5月10日までの間に該当する日は除く。なお、これらの期間においては（3）ホにより適用することとする。）」に改める。

別紙8中、1. (2) ⑦イのうち、「首都高速道路株式会社が管理する高谷ジャンクション（仮称）」を「首都高速道路株式会社が管理する高谷ジャンクション」に改める。

別紙8中、2. のうち、「平成72年1月6日」を「平成72年3月8日」に改める。

別紙 8 中、別添 3 のうち

「北海道横断自動車道黒松内釧路線（余市・札幌西間、千歳恵庭ジャンクション・本別間）」

					手稲	札幌西
				銭函		3.5
		朝里			6.1	9.6
	小樽			11.7	17.8	21.3
	小樽塩谷	3.0		14.7	20.8	24.3
余市		18.9	15.9	24.4	30.5	34.0
	9.1	28.0	25.0	33.5	39.6	43.1

を

「北海道横断自動車道黒松内釧路線（余市・札幌西間、千歳恵庭ジャンクション・本別間）」

					手稲	札幌西
				銭函		3.5
		朝里			6.1	9.6
	小樽			11.7	17.8	21.3
	小樽塩谷	3.0		14.7	20.8	24.3
余市		18.8	15.8	24.5	30.6	34.1
	9.0	27.8	24.8	33.5	39.6	43.1

に改める。

別紙特2を次のとおり改める。

別紙特2

(協定第5条第3項関連)
(機構法第13条第1項第4号に定める協定記載事項)

特定更新等工事に係る工事に要する費用に係る
債務引受限度額

特定更新等工事に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 2 7	496百万円
H 2 8	1,450百万円
H 2 9	8,890百万円
H 3 0	152,694百万円
H 3 1	69,205百万円
H 3 2	89,583百万円
H 3 3	90,215百万円
H 3 4	79,911百万円
H 3 5	68,898百万円
H 3 6	75,516百万円
H 3 7	78,525百万円
H 3 8	77,760百万円
H 3 9	73,536百万円
H 4 0	67,679百万円
H 4 1	60,642百万円

(注1) 平成27年度から平成28年度は実績値を、平成29年度は実績見込値を記載している。

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印の上、各々1通を保有する。

平成30年 3月30日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

理 事 長 勢 山 廣 直

東日本高速道路株式会社

代表取締役社長

廣 瀬 博